

公益社団法人 日本柔道整復師会・機関誌

日整広報

Feel!Go!

VOL. 241

2017 / 04

春号



公益社団法人日本柔道整復師会

www.shadan-nissei.or.jp

表紙解説『Feel!Go!』について

「Feel」と「Go」という2つの単純明瞭な英語単語自体の意味については改めて記すまでもありませんが、中学生でも分かる「感じる」と「行く」という意味です。そして、それぞれに『!』という感嘆符をつけて言い放つスタイルを採ることで、全ての柔道整復師が共に連携してほしいという願いを込めました。

この「Feel／感じる」という単語自体は、主に感覚的な意味を持ちますが、ただ「聞こえる・hear」や「見える／see・sight」といった受動的で漠然とした「どこからともなく聞こえてしまう」や「目を開けていたら自然と目に入ってくる」という意味合いの「見える」ではなく、むしろ自らが進んで積極的に注意深く「聴く／listen」や、「注目する／watch」といった能動的な意志と方向性をもった感覚として捉えています。

また、「行う」についても、目指す目的やポイントも定めずに、何となく行う「do」ではなく、あえて明確な方向性を示した「Go」を選びました。

それは、この激動変化の時代の流れの中で、我われ柔道整復師がどうあるべきかを示す指針であるべき「広報誌」の根本を見つめ直す作業が今こそ必要だと考えたからです。身の回りで起こるさまざまな変化に対しても、ただ漠然と「感じる」のではなく、その先に何が起こり、何をすべきかを考えられるようにするために「感じ取る」ことを目指さねばならないとの思いを込めています。そして、まずはタイトル、装丁、コンテンツを変えていこうということになりました。

また、そこには柔道整復師としての「手技」と同様に、整復や固定の技術をただ押し付けるのではなく、環境と状況を感じ取り、的確に適応させるためにさまざまな思考を巡らせる必要があるという方向性とも重なっています。

更には、いくら考えたとしても実行が伴わない思考では、決定にも、実行にも至らずに、その結論としては“何も起らない”ことになってしまいます。さまざまな事柄に対し、自らは何もせず、目の前を通り過ぎるのを待つ時代は過去のもので。自ら一歩前に歩み出て、そこで全身で感じ取り、あれやこれやと考えて、最善の方法を模索し決定する。その目的に向かって、やるべきことを躊躇することなく確実に実行するという姿勢は、正に現在の日整執行部が進めようとしている「改革の指針と姿勢」そのものです。それを今回タイトルに織り込んでみたというわけです。

更に、文字デザインには、「Feel」には滑らかな鳥（隼）の羽の如き柔整手技の滑らかさを重ね、鳥の翼の羽先と指先を重ねたデザインにして、日本全体を束ねる日整のオールジャパンの「J」の形で表現してみました。

また、「Go」部分では、スピード感と永き伝統を現した長く伸びた腕の先には「実行」を意味する「起動スイッチを押す指」が繋がっています。

この停滞した時代を打ち破るため、日整は情報を発信し、広報から業界を変えていこうと思います。さあ、新しい時代に向かい、皆でそろって一歩前へ進みましょう！

目次

2017 春号

巻頭言

2 さくら咲く
副会長 萩原 正和



4 全国都道府県会長会報告

14 第11回柔道整復療養費検討専門委員会

特別連載

16 柔道整復師のための楽しい統計学

18 平成28年度 税務経営実態調査および療養費の取扱実態調査報告

21 日整会長学術賞 2 名が受賞

未来展望

22 第 4 話 苦闘の歴史
～「保険取扱い」の意義と経緯～

24 平成28年度 柔道整復師養成学校優等卒業生

25 栃木県記念碑建立

27 理事会だより

32 会務執行状況

35 平成29年度日整主催学術大会一覧・平成29年度周年記念式典開催日

36 第38回関東学術大会 埼玉大会

本の紹介

38 Netter ネット解剖学アトラス原書第 6 版

39 第44回 日整親善ゴルフ大会 開催のご案内

40 日整HP「インフォメーション」からご覧いただけます

41 日整文芸

42 四季の風

●WebPage 日整ホームページ <http://www.shadan-nissei.or.jp/>

トップページの最新情報、健康情報誌「日整広報 Feel!Go!」VOL.241または「日整広報誌バックナンバー」から入り当ナンバー広報誌をクリックしてご覧ください。QRコードもご利用ください。



さくら咲く



公益社団法人日本柔道整復師会
副会長 ◆ 萩原 正和

新年度に入り全国会員の皆様、桜の開花とともに心も新たに活躍されているのではないのでしょうか。

日頃より日整の事業活動に対し、ご理解とご協力をいただいておりますこと、感謝申し上げます。

さて、反社会的勢力による受領委任払い制度を悪用した不正請求問題に発した業界全体のモラルの低下が、この度の大きな制度改革となったことは、皆様もご存知のとおりです。この中で多種にわたり制度の見直しが検討されました柔道整復療養費検討専門委員会（以下、専門委員会）も、この3月21日に第11回目を終了し、いよいよ新年度から種々実行されます。

専門委員会では、活発な議論を重ね、保険者代表や特定の学識経験者の代表より非常に強い意見を議題として取り上げられました。それに対して我われ業界からは、制度を含め、臨床現場の実情を訴え、なんとか理解をしていただく努力を、工藤会長を中心に保険部一丸となり情報管理室長を含め、その都度綿密な打ち合わせ会議を持ちながら、度重なる専門委員会へ臨んできました。ようやくその結果が実を結び、柔整審査会の権限強化・施術管理者要件の改正などが決定され、業界にとっても非常に良い方向で実行されることとなりました。

方向性がようやく定まりましたので、今後は作業部会などで統一審査基準の作成、国家資格取得後の臨床実習と研修制度の在り方など業界を取り巻く環境の大きな変化についての制度内容を決定していくものと確信しております。

十数年検討・見直しされなかった柔道整復師学校養成施設でのカリキュラムなどに対する改善検討会も開催され、大幅な改正がなされました。総単位数の引き上げ、卒前臨床実習の見直し、教授範囲の見直しなど、柔道整復師の質と技能の向上が図られ、平成30年4月入学生から適用されます。

会員の皆様におかれましては、日整会員として、卒前臨床実習の場として、この改正にも全面的にご協力いただき、実行していただくこととなりますが、それには事前準備も必要かと思えます。今後の日整通達に注目をしていただくよう、お願いいたします。

また、8年に及ぶ富山大学での寄附講座は、柔道整復師にとっての科学的根拠を発見すべく研究を続けるため平成29年度まで継続とされておりましたが、会員の収入減による日整の厳しい財政事情により平成28年度で終了いたしました。これまでの基礎研究結果は、今後も活用されるものと思っております。

国際事業では、長きに渡るモンゴル国でのJICAを通じた事業は終了しましたが、後継者の技術指導には今後も細く長く柔道整復術の指導交流が続いていきます。

そして、国際事業の後続事業としては、国際医療技術財団と協力してベトナム国での柔道整復術の普及や柔道整復制度の創設も視野に入れた活動に主流が移ろうとしております。ベトナム国での活動において、多くの会員の方々が参加されますよう期待をしております。

最後になりますが、柔道の指導を通じて長きにわたり青少年の健全育成を行ってきた日整会員に対し、その功績が顕著であると認められ、規定に定められた点数をクリアした方には、新設された「帰一精錬賞」の名称で、当会最高の栄誉賞である帰一賞の表彰を授与することとなりました。大変喜ばしいことと同時に、一人でも多くの会員がこの賞を受賞されるよう心より待望しております。

今年度においても、日整は多方面にわたる公益活動を通じ、国民より評価され、支援される業界となるべく、邁進していきますので、会員皆様方の更なるご理解・ご支援・ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

施術管理者は3年の実務と研修 平成30年4月から段階実施



公益社団法人日本柔道整復師会（以下、日整）は、平成29年3月26日（日）午後1時から日本柔整会館で全国都道府県会長会を開催した。豊嶋良一総務部長の司会により、萩原正和副会長が開会の辞を述べた。

挨拶に立った工藤鉄男会長は、まず、一昔前とは環境が大きく変化した業界の中で会員をリードしている全国の会長各位に対し、深甚なる敬意と感謝の意を表した。これは現在、急増する柔道整復師とその任意団体が数多く存在する中で、日整会員を指導していく難しさを物語っていた。

更に、この会議の目的として「何かを決定する会議ではなく、今起きている問題や、これから先のこと、その先のさまざまな問題点を共有し合い、意見交換しながら解決策を見出していくことにあります」と趣旨を述べ、時代の風を的確に捉え、舵取りをしていく強い姿勢を示した。（要旨は次ページ）

はじめに、厚生労働省保険局医療課から矢田貝泰之・保険医療企画調査室長を講師に迎え、『柔道整復療養費をめぐる状況』のテーマで、社会保障を取り巻く状況と柔道整復療養費検討専門委員会の取り組みについて講演していただいた。

次に顧問税理士の徳重寛之先生は『平成29年度税制改正大綱』と題して、配偶者控除および配偶者特別控除の改正を中心に説明された。併せて経理部の竹藤敏夫部員からは『療養費取扱実態調査及び会員個別税務経営実態調査』の報告があった。（内容は経理部より別掲）

続いて、情報管理室の新井宏室長から『請求データが示す負傷別経過期間と実日数』に関わる報告があった。保険部介護対策課の藤田正一部員が「介護保険関係アンケート報告」と題して結果を説明した。この後、各部長から活動状況が報告された。特に保険部報告では公的審査会の権限が強化されることと、施術管理者には実務経験3年と研修受講が課せられることが伝えられた。

会長 挨拶の要旨

工藤会長 徳を積むことの大切さ語る “奉仕の心”で盤石な土台を！

現在、業界は一昔前に比べ、非常に厳しい環境下にあります。その中で会員の指導や会務運営にご苦労されている全国の会長さんには、改めて深甚なる敬意を表し感謝いたします。業界の現状につきましては、日整執行部の認識の一致するところであり、いろいろと共通の課題を背負っているわけであります。

将来、更に危惧されることは柔道整復師の数と施術所の経営環境です。現況から推測すれば将来10万名になり、開業者も5万名になることは必至です。柔道整復師の療養費が4千億を割るような状況の中で、経営環境問題も視野に入れ対応策を講じていかなければならないと思っています。

この会議の趣旨は、何かを決定する会議ではなく、今起きている問題や、これから先のこと、その先のさまざまな問題点を日整47都道府県の会長さんと共有し合い、意見を交換しながら新しい風を見極め、解決策を見出していくことにあります。

よって、日整の方針や方策を会員の皆さんに理解していただくよう、しっかりとお伝えしていただくことをお願いいたします。安定した業界にしていくためには、国民の皆様のために我われの技術を生かして社会に認めていただくことです。つまり、ステータスの向上に努めていかなければなりません。

先達の先生方が血の滲む思いでこの業界の土台を築き、徳をもって社会から認められ、業界を守り続けてきました。その土台が徐々に崩れてきているのではないかと考えています。その背景として、昭和63年に日整に入会しなくても受領委任の取扱いができる個人契約が認められました。結果として、日整以外の柔道整復師団体と、どの団体にも属さない柔道整復師を生み



出すことになりました。

更に平成10年には、指定規則さえ満たせば養成学校の新規設置が認められ、平成12年からは養成学校の開設ラッシュが続いており、柔道整復師の大幅な増加となっています。こうした要因が絡み合って社会から批判を浴びる現状がつくり出されています。徳の欠けてきた土台は必ず崩壊していきます。我われは先達の精神を受け継ぎ、ご恩に報いるために、全国の会長さんと日整執行部が一丸となり、全会員で“奉仕の心”を持って盤石な土台にしていく必要があります。その制度的対応として、平成24年から公の場で議論する柔道整復療養費検討専門委員会がスタートしています。

きょうは厚生労働省の保険局医療課から、検討専門委員会に事務局側として出席されている矢田貝泰之・保険医療企画調査室長を講師にお迎えし、『柔道整復療養費をめぐる状況』と題して講演していただきます。皆様にはしっかりとご聴講していただき、そこで感じたことや、執行部が取り組んでいないこと、うまくいっていないのではと思われることなど、ご意見や要望を提出していただければ、それに対応するように考えています。

本日ご出席をいただきました顧問の先生方をはじめ、皆様に心からお礼申し上げます。



萩原副会長は開会の辞で「3月21日に開催された柔道整復療養費検討専門委員会で決定された大事な報告と説明があります」と述べ、片言隻語も聞き漏らすことのないよう、重要事項であるとした。

柔道整復療養費をめぐる状況



厚生労働省保険局医療課の矢田貝泰之・保険医療企画調査室長は、『柔道整復療養費をめぐる状況』と題して講演された。まず、国家財政について、税制の減収等により歳出が歳入を上回る状況が続いていると報告された。その背景として、高齢化に伴い社会保障費が増えているにも関わらず、それを支える働き手世代の減少等を挙げられた。

柔道整復療養費の推移について、平成24年度から減少に転じ4千億円を割っているデータの数値が示された。

反面、施術所と就業柔道整復師の数は年々増えており、平成26年12月末で就業柔道整復師は約6万4千人、施術所は4万6千ヶ所になっていると報告。このように施術所数が増えているのに対し、療養費の給付費がマイナス傾向になっていることは、個々

の経営環境の厳しさを予想できるとされた。また、施術所の数と就業柔道整復師の数の差が拡大しているので、チェーン店のような施術所に勤務する柔道整復師が増えていることも予想される、と語られた。

柔道整復療養費検討専門委員会（以下、検討専門委員会）で議論の対象になっている「亜急性」の文言については、負傷の原因が明らかであることと、慢性に至っていないものであることを明確にするという観点から議論したが、異論もあり、事務局で引き取って調整することでままとまっている。ゆえに現状は「亜急性の外傷」の表記のままで残っている、と説明された。

適正な保険請求を促すために日整が強く進言してきた施術管理者の要件については、国家資格を取得してから「3年間の実務経験」を有し、一定の「研修・講習」を受けないと、受領委任を取り扱う施術管理者として施術所を開設することができない制度となり、平成30年4月1日からスタートする予定。しかし、平成29年度に学生である者については、施術管理者の要件として実務経験や研修の受講が課せられるということを知らずに入学した者であることから、実務経験の期間については公平性を欠かないよう段階実施していくと解説され、その方針を明らかにされた。

実際の段階実施について、平成29年度に4年制の大学に入学した人が1年の実務経験が可能になる平成33年度までは実務経験1年、平成34年度、平成35年度は実務経験2年にするという具体案を示された。

研修については、倫理や適切な保険請求、施術所管理、安全な臨床などの項目等、16時間以上2日程度で実施することを基本として、平成30年度から施行するよう検討すべきという案を作成し、3月21日の検討専門委員会で議論をしてまとめた、という経緯を話された。

今後、公的な柔整審査会の権限が強化され、まじめに施術をしている柔道整復師が評価をされるような仕組み、そうではない柔道整復師が見直されるような療養費制度になっていく、と力強く結ばれた。

平成29年度税制改正大綱から 所得税、相続税などを学ぶ



顧問税理士の徳重寛之先生は「平成29年度税制改正大綱」と題して、27年度、28年度で法人税の改革目安が付き、29年度は所得税の大改革があるのではないかと考えていたが「配偶者控除」の廃止そのものは見送られ、今回の改正については小幅である、と前置きして本題に入られた。

<所得税について>

配偶者控除及び配偶者特別控除の改正

所得税については平成30年1月から適応される、配偶者・配偶者特別控除の改正が行われた。所得控除38万円の対象となる配偶者の給与所得の上限が、現行の103万円から150万円に引き上げられる。また、現行では配偶者特別控除について、納税者本人の合計所得金額が1千万円以下という所得制限の要件があったが、今回の改正によって、配偶者控除そのものにも1千万円の制限が設けられた。さらに900万円から納税者の所得が上がるごとに控除額も段階的に下がる仕組みが設けられている。

所得税の中で「人的控除」といわれる部分、基礎控除、配偶者控除、扶養控除がある。「憲法第25条」の「健康で文化的な最低限度の生活をする権利」を一種具現化したものでもあるといわれている。今回は配偶者控除そのものに制限を設けたということで、少し疑問が残る。それと同時に今後、基礎控除、扶養控除が見直される予定だ、と説明された。

厚生労働省の行ったパートタイム労働者総合実態調査によると、半数以上の人々が103万円の壁を超えると税金が発生するため就労調整をすると答えた調

査結果を何例か挙げ、いくつもの壁がある、と述べられた。

社会保障、社会保険、いろいろな環境などが総合的に整備されない限りこのような壁が付きまとう。もっと抜本的な改正が必要ではないか、と強調された。

今若者が大変所得が低く、労働者が少なくなっていくことから、その手助けをするために、今後の所得税の改正方向として基礎控除・人的控除は、累進課税の所得控除方式から「ゼロ税率方式」と「税額控除方式」の検討がされている。

しかし、これを実行するとその穴埋めをするためにどこかで増税をしなければいけないので、高齢者の税制改革をすることも考えられている。

「医療費控除の領収書提出方法の見直し」がされ、医療費控除またはセルフメディケーションの適用を受ける場合について、現行は医療費または医薬品購入の領収書の添付または提示で良いが、平成29年分からは各明細書を添付することになる。

「公益法人課税」について、非収益事業についての民間との競争問題をどうするのか。また、収益事業への課税方法を「軽減税率」と「みなし寄付金制度」の併用が適応されているが、過剰な支援ではないかということから検討、見直しがされる。

「固定資産税」について、高さが60mを超える居住用超高層建物に関して、階層別専有床面積補正率に補正して課税するように改正がなされた。

<相続税について>

平成28年12月国税庁発表によると、平成27年分の相続税の申告状況と平成26年分との対比は下記のとおり。

	平成27年分	平成26年分
死亡者数	129万人	127万人
相続税の対象者	10万3千人	5万6千人
課税割合	8.0%	4.4%
課税価格	14兆5,554億円	11兆4,766億円
相続人一人当たり課税額	1,758万円	2,473万円

相続税における基礎控除等の引き下げにより、課税対象となった被相続人が大幅に増加し、課税所得割合も平成26年から3.6%も上がっている。相続税

の対象となった被相続人は83.2%増加し、課税割合は、昭和33年以降最高の8%となった。課税価格1億円以下の層が増加したので、被相続人の1人当たりの課税価格および税額は、それぞれ前年と比べて減少している。

民法の大改正が行われている。配偶者の保護を目的としたもので、配偶者に短期居住権を認めるとか、長期居住権の設定を認めるという改正。遺産分割の見直し。遺言に関する見直しなどが検討されている。この民法の改正は、先に債権のほうが先行していくと思われるが、合わせて相続税の検討が税制改革と同時に進められていくであろうと結ばれた。

請求データが示す 負傷別経過期間と実日数 情報管理室報告



柔道整復師業界に関するデータを積極的に集積・分析し、日整が今後進むべき方向とその裏付けを明確にする目的で設立された情報管理室の新井宏室長から、標記の報告があった。

新井室長は、たとえ厚生労働省（以下、厚労省）が発表したデータであっても、全てを鵜呑みにしてしまうことの危険性を繰り返し訴えている。昨年も、厚労省がまとめた「柔道整復、はり・きゅう、マッサージに係る療養費の推移（統計）」等を例にして、データの集積方法や調査・分析方法が示されていない場合や、示されていても小さな字で読みづらくしてある場合も少なくない。たとえば、その集計や分析方法が、全てが間違いではないにせよ、時には我われに際立って不利益となるような取りまとめがされ

ていることもある。柔整業界は、きちんと自分たちでデータを収集し、裏付けを取り根拠を示すべきだと主張している。一例として、平成21年の事業仕分け後に厚労省データの集計方法と表示の仕方の不備を指摘したところ、厚労省はそれ以降、5年間遡って、正しいデータに書き直すということがあったと、データの集積・分析と裏付けを人任せにせず自ら把握し、明確にすることの重要性を示した。

各47都道府県社団の保険請求データは、毎月日整に集積されており、厚労省の示す柔整療養費全体（社団・個人）の推移のデータから日整の統計値を比較することで、これまで厚労省ですら把握することができなかった社団と個人契約者との請求内容の格差が見事に数値化することとなったのだ。

更に、2010年から2014年まで5年間の東京都社団の実際の請求データ（479万3,737件という膨大なデータ）を中心に分析作業が進められていることを報告した。

そして、実際に申請された全ての負傷名数（約600）を骨折、不全骨折、脱臼、捻挫、打撲、挫傷の6傷で分類した上で、それらを左右や序数等をまとめた指、膝、肋骨、更に腰、首といった各部位別にも再分類集計（約120）し、それぞれが治癒または中止に至るまでのおよその施術期間・施術実日数等についてまとめて分析し、その結果をそれぞれ上位から5つ程報告した。

我われの得意分野であるはずの「骨折」の実日数に関しては、約2割は初回処置、もしくは2回目ぐらいで施術が終了しており、その間には治癒が見込めないことから、それらのデータからは、同意を得るために紹介した医師の所からは後療として戻されないケースが多く、致し方なく中止となっている実態が垣間見えるようだ。

また、「脱臼」の実日数は、5日目までが8割を超え、更にその多くが2日目までに終了している事実から、脱臼のデータ数のほとんどが「肘内障」であろうとの仮説を立て、0～14歳、15～64歳、65歳以上という3世代での世代別の傾向分析を行った。すると、脱臼の73%が子供（0歳～14歳）で起きることが判明し、仮説が正しいことを証明できた。

同様にして、「骨折」は大人（15～64歳）が一番

多く、「不全骨折」は子供と老人がほぼ同数だが、子供は若木骨折、老人は軽微な外力での骨損傷ではないかという仮説も有り得るとの話も添えた。また、高齢者（65歳以上）は、「転倒」によるであろう「打撲」が極めて多いという傾向も見えていることがデータから読み取れるとの報告があった。

年齢、世代別等さまざまな分析の仕方で、違うデータが見えてくるため、都市部である東京のデータだけでなく、日本の各地域で同様の調査を行い、業界自体で更に精度の高いデータを把握すべきであり、今後は更に多角的な視野からデータを収集・分析するための対応も進めているとの報告があった。

介護保険関係アンケート報告



日整保険部介護対策課の藤田正一部員から平成28年9月時点での介護保険アンケート調査報告があった。

調査内容として、①担当者の確認 ②介護支援専門員数 ③居宅介護支援事業開設数 ④社団会員の居宅介護支援事業所数 ⑤地域支援事業（2次予防事業）参加市区町村数 ⑥介護認定審査会参加人数 ⑦介護関係各種委員会への参加数について、統計データを示した。

社団の中で把握できた介護支援専門員（以下、ケアマネ）の数は878名であり、ケアマネは介護保険のキーパーソンである。ケアマネが全ての介護サービスを手配し計画を立てるため、ケアマネが柔道整復師は何をやっているのか、接骨院では何をやっているのかということが理解できないと、

ケアプランの中に組み込まれることがない。柔道整復師のケアマネが多いということはそれだけ介護保険に参入しやすいということになる。

他職種との比較では、柔道整復師の第1回から19回までのケアマネ合格者の数は、3,967名。全職種の中では0.6%を推移し、医師は2.3%、歯科医師の0.6%は柔道整復師とほぼ同じであるが、理学療法士2.2%、あん摩マッサージ指圧師1.3%と、柔道整復師を上回っている。各社団においてケアマネの受験をするよう指導していただき多くのケアマネが増えることで、今後の柔道整復師の活動も優位になるのではないかと受験を促した。

また、会員による居宅介護支援事業所開設者が増えてくると、ケアマネがちょっとしたケガであれば接骨院に行けばいいのではないかと、柔整業務と介護保険にも貢献できることになり、居宅介護支援事業所を開設して柔道整復師という基礎資格を持ったケアマネが増えてくれれば業界にとっても良いことではないかと述べた。

最後に、介護予防給付の地域支援事業への移行について、今までの予防給付、地域支援事業が一つになり新しい総合事業となる。努力次第では結果を得ることができると説明し、地域包括ケアは地域に権限を移譲しているため、柔道整復師が地域に必要なサービスであるということをアピールしていくことが参入に結び付く。柔道整復師の特異性を周りの人に理解してもらう。介護予防は貢献することが大切であること。介護予防を行う職種は少なく、理学療法士、看護師はほとんど病院にいるため、柔道整復師は機能訓練指導員として活動できる可能性が高い。介護予防することで療養費の風当たりを防ぐことができ、業務拡大に繋がるとし、今は総合事業に参入しやすい。など、介護に係る重要性を報告した。



各部報告

総務部

公益社団への移行、残るは一つ！



豊嶋良一総務部長から「現執行部の行動と創造」と題した資料で、総務部が関わった部分についての報告を行った。主な説明は次のとおり。

会の名称の統一については、柔道整復師会と接骨師会を

「柔道整復師会」に全て統一した。

公益法人化の取り組みは、残すところ二つの柔道整復師会だが、一つが手続き中であるため、着手されていないところはあと一つとなった。

帰一賞については、今までは功労のあった人や学術に優れた人が対象であったが、柔道の指導を通じた青少年の育成を含めて地域に貢献し、優秀な選手を育成したことは榮譽に当たることから、「帰一精錬賞」を新設した。

災害への新たな対策として、熊本地震の後、新たな仕組みを確立した。これは、積立金の規定を策定し、DJATの救護活動の経済的援助などができる仕組みとした。各柔道整復師会は、それぞれマンパワーや行政または日赤との関係性が会によって違うため、災害協定の例などを示してもう一步前に進めたいと思っている。形としてはDJATの救護活動に対する日整の支援の仕組みはできた。

富山大学寄付講座については、日整の財政的な問題で平成28年度をもって終了とすることを理事会で決定したが、5月までが研究期間なので、その後に報告書をもって8年間の事業に幕を閉じる。

産業別柔道大会の出場については、当会からは役員が2、3名出席するだけで、選手はほとんど出ていないので来年度は取りやめることとした。

2020年のオリンピック・パラリンピック、2019年のラグビーワールドカップ、また、オリ・パラの前哨戦として、日本のいろいろな所に各国の選手や関係者が集まることから、日整では、治療に関する英語版の対応マニュアルを作成してあるので活用していただきたい。

日整の入会者と退会者は同じくらいであるが、若い方が退会しているのかと思ったら、高齢でやめている方、または、ご子息や弟子に承継してやめている方がいる。例えば、このような方々に会員として残ってもらう、または、今は開業していない勤務柔道整復師について、会費の話は別として、組織率を上げるための入会のPRなどを増やしていけないかということを考えているとして、最後に組織率の向上策について理解を求め、説明を終えた。

経理部

平成29年度は緊縮予算



佐藤金一経理部長は、報告の前に平成28年度療養費取扱い実態調査、税務経営実態調査において、全国の会長先生にご協力いただいたことに感謝を申し上げ、概要説明に入った。

収入の部は、今年度の入会者の実績を踏まえ、今年度から50名減の500名で予算化した。

JICAとの契約は昨年8月末で完了しているので、受託事業収支を計上していない点から収入総額は今年度比マイナス約1,000万円の3億5,710万円を見込んでいる。支出の部では、平成28年度をもって富山大学寄付講座の終了に伴い、予算は計上しなかった点、会員名簿発行の取りやめ、産業別柔道大会参加など各事業の見直しを徹底的に行い、今年度比マイナス2,600万の支出削減、事業活動ベースではプラス790万円で平成24年度以来のプラス予算を予定している、など平成29年度予算の重点事項を報告した。

保険部

検討専門委員会で一意奮闘



三橋裕之保険部長から、3月21日をもって閉会した社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会（以下、委員会）の報告と、それまでの経緯について報告した。まず委員会開催に至るまでの厚労省・保険者との交渉と非公式に開催された

意見交換会を含めて約3年という歳月を要していることに加えて、日整保険部としても過去に経験のない東大卒のキャリア官僚との話合いや交渉は、全てに戸惑う中、昨年3月29日に検討専門委員会がスタートした。委員会の主題は「反社会的勢力による不正受給問題」「柔整療養費の適正化」であり、委員会の冒頭で日整代表として平成27年11月7日に明らかになった反社会的勢力による事件について「業界では起こるべくして起きた事件と捉えていること、そしてこの委員会で環境を再構築するための議論をお願いしたい」と発言した。その後、各委員からは多くの問題点が出される中、施術管理者の要件見直し、支給申請書様式統一、電子請求の実施も含めて、できるだけ保険者側から提案を引き出すよう議論を講じて進めていき、その後施術者側が相乗りする形で進め、中盤からの「議論の整理」では逆に日整から強く主張を展開し、行程表策定段階では最優先事項として決定していった。

1. 公的審査会の権限強化

審査会からの返戻、施術者と患者への調査に加えて、施術者の呼び出し。

2. 施術管理者の要件見直し

3年の実務経験と研修の義務化。

3. 電子申請のモデル事業実施

その他にも「支給基準の明確化」は判断に迷う事例の収集、審査会設置要綱の改正をすること



とした。

また、保険者側と有識者である臨床整形側委員から提案された「亜急性の文言の見直し」「白紙委任問題」「1部位からの負傷原因記載」の議論では施術者側も厚労省も終始振り回されたという経緯を述べた。

2月15日、公的審査会の権限強化を平成29年度中に実施することが満場一致で承認。3月21日、施術管理者の実務経験3年と研修受講の義務化については、日整から各県に依頼した新入会者の勤務経験年数、いわゆる新入会者のデータを厚労省に提出し進められた。臨床整形側委員から医療機関での研修2年について思わぬ反対を受けたが、実務経験の期間は段階実施とし、研修は16時間以上2日間程度で試験財団が実施している卒後臨床研修を参考に、実施に向け検討を進めることとなった。

亜急性の文言の見直しについては、日整側から「慢性に至らないもの」と注釈をつけ譲歩した案を提示したが、賛否を取るところで健保連委員が「亜急性の文字を消さない限り認めない」と強行に反対され、現在議長預かりとなっている。他にも一部位からの負傷原因記載、毎回の患者署名、領収明細書の発行なども、健保連委員、臨床整形側委員から実施の要望が出されている。このように波乱に満ちた最終回の委員会であったことと、最後まで日整提案事項を守り、保険者、臨床整形側からの提案を防いだことの報告がされた。

また、昨年9月16日に終了した養成校のカリキュラム改善検討委員会では卒前臨床実習の大幅な時間増により近隣施術所での実習が行われることとなり、今後は実務経験3年、研修受講と併せ、しっかりと医療人として倫理観を深く植え付け学力向上に繋がる項目が両委員会より挙がっていることで柔整業界全体の向上に繋がることだろう。

制度改革は、まず第一弾が始まったばかり、厚生労働省のホームページを開けると検討専門委員会議事録が全て閲覧できるので、ぜひ議事録に目を通していただきたい。施術者代表として日整から3名、全整連から2名の委員が出ており、国と保険者に対して業界を守るために、どれだけ意見を述べているか理解いただけたと思う。ぜひ各県会員一人ひとりにお伝えていただきたい、と報告された。

学術部

学術大会で日整をPR 多くの学生参加を目標



安田剛学術部長は、平成28年度の学術大会について、3月11・12日に開催された関東学術大会埼玉大会をもって11地区全て終了し、平成29年度は、6月11日中国学術大会鳥取大会からスタートするこ

とを伝えた。

学術大会の在り方について、これまでも理事会で検討してきたが、各地区とも日本柔道整復師会のアピールといった部分が非常に強く、社団のPRの場でもあり、今後も外部に向けてアピールしていくこと。参加人数、人員を見ると学生の参加が多く、平成29年度の学術大会は組織力強化に向けて、学生に日本柔道整復師会を理解してもらうことも目標の中に入れ、学会を開催することをお願いした。

また、7月には4地区の学術大会が集中開催している。近い将来の分配を考えて開催時期をご検討いただける地区があればお願いしたい。

29年度の学術大会については、4月上旬各県に詳細をお知らせする。

富山大学寄付講座について総務部から報告があったが、平成28年度5月31日をもって終了することを理事会で決定した。なお、研究成果については、5月31日という契約年度内に過去の研究成果も含め報告をしてもらうことを聞いている。

平成29年度生涯学習講習会は10月7日(土)開催。詳細は決まり次第お知らせする。

「整骨新書」「骨継療治重寶記」「整骨範」の三大整骨書の解説作業は國學院大學宮本先生のご協力で順調に進んでいる。完成後には、日整会員ならびに外部の方々に速やかに発信できればと思っている、と報告した。

広報部

リアルタイムに報告



森川伸治広報部長は、日整広報誌「Feel! Go!」の内容について報告した。

また、各県から日整ホームページ、インフォメーションへの掲載依頼記事など、新しい情報を一刻も早く全国の会員の皆

様に報告できるよう努めていると報告。

月刊誌「NHK ラジオ深夜便」に連載中の「柔道整復師から学ぶコツコツ健康術」は昨年7月号から既に10回発刊され、「深夜便」の愛読者から分かりやすいと好評を受けている。

柔道整復師への諸問題が山積する中、国民の皆様は柔道整復師を改めて理解していただくために有用であるので、深夜便購入の価値があると、再度購入の協力をお願いした。

次に、産経新聞の「技あり! ほねつぎの健康術」は、23回目の連載が終わり、非常に好評とのことで、改めてテーマとしては、「深刻化する介護問題に向けて、シニアの健康」に主眼を置いた1年間23回の原稿依頼があったと報告し、原稿は北海道・東京・大阪ブロックは1題、東北・関東・九州ブロックは3題、他ブロックは2題とし報告をした。

続いてITが担当している「日整HP・公式フェイスブックページへの全国公益活動告知・報告掲載」について理事会で承認され、3月1日からスタートしている。全国で開催している、マラソン大会やスポーツ大会などのトレーナー活動や一般公開講演会などの公益活動の告知と報告を、全国社団から受け、日整HPと公式フェイスブックページに随時掲載している。

最後に、産経新聞社から、全国47都道府県で開催している少年柔道大会、少年柔道形競技会で、団体または学年別優勝者に「産経賞」表彰状の授与の提

案と、産経新聞の電子版について、法人契約の購読依頼と、改めて産経新聞と産経スポーツの購読者の紹介依頼で、5部から10部新規の開拓をお願いしたいと協力を仰ぎ、その資料を各都道府県にご案内することで報告とした。

国際部

新たな国際貢献を視野に



(萩原隆部長欠席のため、) 富永敬二担当理事から、JICAによるモンゴル国での活動は、昨年8月末で終了し、11月21日に東京JICAで事業完了報告会を開催。

また、今年に入り、JIMTEF（国際医療技術財団）から日本柔道整復師会の国際医療協力として、ベトナム国における柔道整復医療協力&海外展開の依頼がきている旨の報告があった。

会員に情報周知を

各部報告終了後、活発な質疑応答があり問題を共有した会長会議となった。閉会の辞を松岡保副会長が「今日は長時間にわたりご清聴ありがとうございました。柔道整復療養費をめぐる状況等、非常に中身の濃い話ばかりであったと思います。この情報がなかなか会員に伝わらないという実情がありますので、ぜひ各社団に帰ったら会員の皆さん方に報告、説明をしていただきますよう、切にお願いいたします」と述べた。



日整の強い進言実る 受領委任の取扱い 3年の実務経験を義務化

期間については段階的に実施



前列左から 三橋保険部長、伊藤保険担当理事、萩原副会長

厚生労働省社会保障審議会医療保険部会に設けられた第11回柔道整復療養費検討専門委員会（以下、委員会）が平成29年3月21日（火）、午後1時から厚生労働省中央合同庁舎5号館の講堂で開催された。今回、日本柔道整復師会（以下、日整）が不正防止対策の一つとして強く進言してきた療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件がようやく確立され、平成30年4月1日からスタートする予定となった。

これによると国家資格を取得してから「3年間の実務経験」を有し、一定の「研修・講習」を受けな

いと受領委任に係る施術管理者として施術所を開設することができない。しかし、平成29年度に学生である者については、施術管理者の要件として実務経験や研修の受講が課せられるということを知らずに入学した者であることから、実務経験の期間については公平性を欠かないよう段階的に実施していく方針が明らかにされた。（段階実施検討事項は別掲）

これまでの委員会で議論の焦点になっていた『垂急性』の文言の見直しについては進展が見られなかった。

委員会は、①座長・有識者で5名②保険者等の意見を反映する者6名③施術者の意見を反映する者5名、計16名で構成されている。本会から委員として萩原正和副会長（保険部担当）、三橋裕之理事（保



施術所における実務経験の段階実施検討事項

平成29年度に養成施設の学生である者については、施術管理者の要件として実務経験や研修の受講が課されるということを知らずに養成施設に入学した者であることから、実務経験を1年とすることについて検討すべきである。

また、平成29年度に養成施設の学生である者について実務経験を1年にするにもかかわらず、平成29年度よりも前に養成施設を卒業した既卒者について実務経験を3年とすることは公平を欠くとともに、既卒者は現状ではいつでも施術管理者になったものが、実務経験を課されることとなることから、同様に1年とすることについてあわせて検討すべきである。

具体的には、平成29年度に4年制の学校に入学した者が卒業し、1年の実務経験が可能となる平成33年度までは、既卒者を含め、実務経験を1年とし、その後の平成34年度、35年度は、円滑な移行の観点から、実務経験を2年とする、段階実施について検討すべきである。

険部長)、伊藤宣人理事(保険部担当)の3名が出席し、国民のためにより良い制度を目指して意見や要望を具申するとともに、活発な議論を展開した。

委員会終了後、三橋保険部長は「日整が主張していた公的審査会の権限強化は前回の委員会です了承されています。施術管理者になるためには3年間の実務経験を積むことも決まり、1年間、2年間、3年間で段階的に実施されます。柔道整復師の質の向上のために良い結果になったと思っています」と感想を語った。

日整代表委員の主な意見と要望

支給申請書統一様式の徹底を

萩原副会長は、支給申請書(以下、申請書)統一様式について申し入れた。平成29年度中は、経過措置として従前の申請書を補う等により使用することが認められている。

しかし、平成30年度以降は受領委任の協定・契約で示されている支給申請書の様式・レイアウトを変更せず使用することを徹底していただきたい。

これに該当しない申請書は、審査会で不備として返戻できることも併せて通知に盛り込んでほしい、などと強く要望した。

公的審査会の権限強化を

亜急性の文言の見直しや負傷原因記載を求める意見が続出する中で、三橋理事は、今、不正請求等の防止や抑止力になる制度にするための改革について議論すべきことを求めた。

その観点から公的審査会の権限を強化し、傾向審査の上、疑義が生じた場合は施術管理者や患者さんに対して調査ができる仕組みをつくり上げることが急務である、と主張した。

また、受領委任の取扱いには、『協定』と『契約』がある。契約には転帰請求が容認されているようであり、月単位と複数月の申請書が混在している。このことは事務作業上、困難な状況を生じさせているため、月単位の申請に統一してほしい、と要望した。

開設者にも一定の縛りを

伊藤理事は、電子請求に向け、施術機関コード番号を整備し全国総背番号制の導入を提案した。

更に施術所の開設者について、柔道整復師でない人が柔道整復師を施術管理者として雇い、施術所を開設するケースが増えている現状の制度を指摘。このことも不正が起きやすい要因の一つであるとし、開設者を柔道整復師に限定するなど、一定の縛りも必要である、と意見した。



柔道整復師のための



楽しい 統計学

入門編

横浜創英大学教授 星山 佳治

第2回 / 一部から全体が分かるのか？

●一部から全体が分かるのか？

前は「平均値」を中心に考えてみました。今回は「一部から全体が分かるのか？」という問題について考えてみたいと思います。

例えば、味噌汁を作るときには、小皿に少しだけ取って味見をします。少量でよいのはどうしてでしょう？ 答えは簡単。小皿に一口分取っただけで十分に味噌汁全体の味が分かるからです。でも、それには必ず味見をする直前に「味噌汁をよくかき混ぜる」必要があります。そうすることで、鍋の中の味噌汁は均一になり、その一部からでも全体を知ることができるわけです。

この話のどこが統計学に関係するのか不思議に思う人もいるかもしれません。そこで、次に「人の集団」についても、集団全員を調べずに一部の人を選び、選ばれた一部の人たちだけを調べることで、集団全体のことが分かるのか？を考えてみましょう。

では、例を出して考えてみます。大きなホールに1万人の集団がいて「トランプ大統領を支持するか？」ということを調べたいとします。1万人全員を調べるのは大変なので、そこから100人だけを選び出して調査することにします。



●無作為(ランダム)とは？

このときに、選び出した100人からの回答が、全体の1万人の回答とだいたい同じだといえるようにするためには、「味噌汁」のときと同じように「よくかき混ぜて全体を均一にする」ことが必要になります。

でも、1万人という大勢の「人」を「味噌汁」と同じように【均一にかき混ぜる】ことはそう簡単ではなさそうです。

実際に、人を「均一に混ぜる」ためには、1万人が均一になるまでホールの中を移動してもらう時間とスペースが必要になりますし、人同士の接触という物理的な問題も生じるため、本当に「人を均一になるまで混ぜる」というのはかなり非効率的だと思います。

そこで、例えば小さな紙を1万枚用意して、その一枚ずつに「1」から「10,000」までの数字を書き込みます。次に、1万人分の「氏名」と、通し番号を振った「リスト」を作ります。この小さな紙が「1万人」の代わりになるわけです。そして、全ての紙を一つの箱に入れて、よくかき混ぜます。これなら、鍋の中の「味噌汁」が箱の中の「紙」に代わっただけで「均一に混ぜる」ことが可能になりました。

次は「小皿にとって味見をする」部分に当たる「100枚の紙を選ぶ」作業になりますが、全体から一部を選び出すことを統計では「抽出（サンプリング）」と呼びます。

そして、箱の中の紙をよくかき混ぜたら、その中から無作為に100枚を抽出すればいいことになります。

統計では「無作為（ランダム）」という言葉は、実際に【選ぶ直前には、どの人にも選ばれる可能性が「等しく」ある】という条件を満たしていなければ

ばなりません。つまり、誰かの意志や思惑、制約等が一切なく、「まったくの偶然」によって選ばれたと言えなければならないわけです。

こうした抽出方法を【**無作為抽出法（ランダムサンプリング）**】と呼びます。今回は「かき混ぜる」ことでそれを満たしたわけです。

更に、1万枚の紙から100枚を選ぶ方法として、100枚おきに選ぶことに決めておけば、最初になった1枚だけをランダムに選び出せば、残りの99枚が自動的に、かつ同時に選ばれるシステム（ルール）が作られたことになります。例えば、最初に一枚だけ引いたときに、それが「72」番であったなら、100番おきに「172、272、372、…1,072…9,972」と、100枚がすべて同時に選び出せることになります。

こうした抽出方法を【**系統無作為抽出法（システムランダムサンプリング）**】と呼びます。これなら、箱から紙を選ぶのは1回だけで、後はリストを基に処理が可能になります。

● サンプル抽出データの偏りは？

さて、こうして抽出した100人から意見を聞くと、「トランプ大統領を支持する」人が60人いたとすれば、集団全体1万人の支持率もおおよそ60%ぐらいであると推定することができます。

しかし、無作為に選んだ100人ですが、たまたまトランプ大統領を支持する人が多く選ばれてしまうということはないのでしょうか？ 実はあります。サンプル調査である以上、そういう可能性は常に存在しています。

そうした心配を減らすためには、何度か調査を繰り返す方法や、選ぶ人数を倍の200人にするという方法があります。調査する人数（標本数）を増やすと推定の精度は上がりますが、それをどんどん増やして信頼度を高めようとするれば、その究極は「全員（全件）調査」となってしまいます。1万人全員を調べれば良いのは最初から分かっていますが、それが大変だからこそ「一部から全体が分かる」ような抽出調査をする方法を考えているので、なるべく少ない手間ですべて全体を分かるようにするのが今回のテーマなわけです。

さて、同じように、先ほどの1万人の集団の中には、男性が4,000人、女性が6,000人いるとします。

このようなときに考えられることは、男性ばかり、または女性ばかりが多く選ばれてしまうことはないのかという心配です。これも、もちろんあります。

このような心配をなくすためには、あらかじめリストを男性と女性に分けておき、男性のリストからは40人、女性のリストからは60人選ぶという方法を採用します。

そうすると、100人という少ない人数でも元の集団の男女の構成割合と同じサンプルが得られます。

この方法を【**層別無作為抽出法**】と呼びます。「層別」の意味は、あらかじめ男性と女性という異なった「層」に分類したという意味です。

● データに騙されるな！

私たちが毎日のように新聞やテレビで見聞きするさまざまな統計データやその結果については、たとえば「無作為（ランダム）」ということなどについても、以上のようにデータを集めるためのルールを必ず満たしたものである必要があり、実際そうになっているはずですが。

そして、そうしたルールを守って出された分析結果であるならば、100%とまではいえませんが、大凡は「一部から全体が分かる」といっても良いというのが統計的な考え方です。

ところが、時には標本やデータの採り方自体に作為的な方法が含まれていたり、比較している2種類の標本数自体に大きく差がある場合も見られます。そうした誤った方法によってつくられた情報に左右され、あるいは騙され、間違った判断をしないような「眼」を持てるよう、日頃から統計的な考え方に慣れておくと良いでしょう。

プロフィール

星山佳治（横浜創英大学 教授）

学歴

昭和54年3月	東京大学医学部保健学科	卒業
昭和57年3月	東京大学医学系研究科修士課程修了	保健学修士
昭和60年3月	東京大学医学系研究科博士課程修了	保健学博士 (博医第596号)

職歴

平成16年1月	昭和大学医学部教授
平成24年4月	横浜創英大学看護学部教授

社会活動

平成11年4月	文部科学省大規模コホート運営委員（現在に至る）
平成14年4月	東京都花粉症対策検討委員会委員（現在に至る）
平成16年4月	日本疫学会評議員（平成27年12月まで）
平成18年4月	国立病院機構EBM推進のための大規模臨床研究統計責任者（現在に至る）

平成28年度 税務経営実態調査および療養費の取扱実態調査報告

経理部部員◆竹藤 敏夫

平成29年3月26日(日)、午後1時から日本柔整会館2階大会議室にて全国都道府県会長会が開催され、経理部から例年行っている療養費の取扱実態調査結果に加え、10年振りとなる会員個人の税務経営実態調査結果の発表を行いました。税務経営実態調査では日整会員数(平成28年5月末時点)のおおむね5%となる873名を対象とし、582名の会員からご協力をいただき66.7%の回収率となりました。

本調査にご協力いただきました都道府県柔道整復師会会長、会員各位、また各社団事務局の皆様にご心からお礼申し上げます。

療養費の取扱実態調査

ブロック別保険者別取扱総金額

(単位：%)

ブロック名	会員数	保険取扱金額	協会けんぽ	組合健保	国民健保	後期高齢	共済組合	労災保険
北海道	844	5,055,958,546円	29.5	6.6	30.7	25.9	6.4	0.9
東北	1,372	9,592,183,839円	28.1	9.4	31.0	25.2	6.0	0.5
関東	3,350	27,109,670,058円	20.2	13.6	34.8	25.8	4.3	1.4
東京	1,293	12,267,006,730円	14.4	16.7	35.4	28.3	3.8	1.4
北信越	1,834	13,995,823,216円	27.9	8.3	32.7	26.4	4.2	0.5
東海	1,618	13,467,726,065円	24.1	12.3	32.4	26.7	4.0	0.7
近畿	1,469	12,824,727,225円	24.7	9.8	34.1	25.8	4.9	0.8
大阪	1,704	15,841,429,284円	23.9	9.2	34.9	28.3	3.3	0.4
中国	681	5,360,438,624円	30.4	7.8	30.0	26.0	5.5	0.3
四国	445	3,044,271,179円	31.5	4.4	31.6	26.0	6.4	0.1
九州	1,695	16,265,689,906円	30.9	5.6	31.7	24.9	6.7	0.2
合計	16,305	134,824,924,672円	26.0	9.4	32.7	26.3	5.0	0.6

ブロック別保険者別取扱件数

(単位：%)

ブロック名	会員数	保険取扱件数	協会けんぽ	組合健保	国民健保	後期高齢	共済組合	労災保険
北海道	844	717,185件	34.3	8.7	29.7	18.8	8.3	0.2
東北	1,372	1,415,098件	33.5	11.6	29.1	18.2	7.5	0.1
関東	3,350	3,473,605件	24.5	18.4	33.2	17.9	5.7	0.2
東京	1,293	1,406,451件	17.8	23.5	34.1	19.1	5.2	0.3
北信越	1,834	1,796,841件	33.6	11.4	30.1	19.2	5.7	0.1
東海	1,618	1,895,885件	29.1	16.0	30.8	18.9	5.2	0.2
近畿	1,469	1,822,995件	28.5	12.7	32.8	19.6	6.2	0.1
大阪	1,704	1,705,505件	28.6	13.9	33.5	19.1	4.8	0.1
中国	681	833,364件	35.6	10.2	28.0	19.2	7.0	0.1
四国	445	478,538件	37.0	6.1	29.9	18.7	8.3	0.1
九州	1,695	2,293,588件	36.2	7.5	30.1	17.7	8.6	0.1
合計	16,305	17,839,055件	30.8	12.7	31.0	18.7	6.6	0.1

日整会員数および会員一人当たりの件数と金額の推移

年	会員数	金額	件数	1人当たり 平均件数	1件当たり 平均金額	1人当たり 平均金額
平成24年分	16,797人	154,673,671,019円	19,652,324件	1,170件	7,871円	9,208,410円
平成25年分	16,838人	145,443,226,889円	18,937,109件	1,125件	7,680円	8,637,797円
平成26年分	16,669人	140,167,113,007円	18,340,734件	1,100件	7,642円	8,408,850円
平成27年分	16,305人	134,824,924,672円	17,839,055件	1,094件	7,558円	8,268,931円

療養費取扱高比較表

金額区分	該当会員数	27年率	対前年率	26年率	25年率	24年率
500万円未満	6,238	38.3%	1.3%	37.0%	35.6%	32.8%
500万円超～1,000万円未満	5,466	33.5%	▲0.2%	33.7%	33.8%	33.6%
1,000万円超～1,500万円未満	2,589	15.9%	▲0.4%	16.3%	16.6%	17.6%
1,500万円超～2,000万円未満	1,096	6.7%	▲0.4%	7.1%	7.4%	8.3%
2,000万円超～2,500万円未満	449	2.8%	▲0.2%	3.0%	3.2%	3.7%
2,500万円超～3,000万円未満	201	1.2%	▲0.1%	1.3%	1.5%	1.8%
3,000万円超～3,500万円未満	105	0.6%	▲0.1%	0.7%	0.7%	0.9%
3,500万円超～4,000万円未満	67	0.4%	±0.0%	0.4%	0.4%	0.5%
4,000万円超～4,500万円未満	32	0.2%	±0.0%	0.2%	0.3%	0.2%
4,500万円超～5,000万円未満	20	0.1%	▲0.1%	0.2%	0.2%	0.2%
5,000万円超	42	0.3%	0.1%	0.2%	0.3%	0.4%
計	16,305	100.0%		100.1%	100.0%	100.0%

保険取扱金額の大幅な減少の原因として

(外的要因)

1. 柔道整復師の急増、接骨院・整骨院の急増による競争の激化
2. 療養費改定時の部位数の通減
3. 保険組合の負傷原因の文書照会による受診抑制
4. 日常生活における怪我の減少、労務災害の安全対策による減少、また、学校内の怪我では整形外科に受診する傾向が一段と顕著になっている
5. 高齢者においてはデイサービス施設の急増
6. 保険制度改革による度重なる患者負担の増大による受診抑制

(内的要因)

1. 日整全体の会員数減に伴う減少
2. 収入減少および、後継者がいない等の理由から、施術所・設備の老朽化、また技術力の低下、高齢化に伴う気力・体力の衰えなど

以上のような原因が影響していると思われます。

税務経営実態調査

●10年前との主な相違点

1. 開業までの研修期間について

研修期間において10年前では「5年以上」が73.3%だったが、今回の調査では58.9%と14.4%の減少となり、研修期間については短縮傾向となっている

2. 他事業の職種について

「介護事業」を行う会員が増加傾向で前回調査を15.1%上回る結果となっており、「鍼灸業」については13.0%の減少で、柔整・鍼灸の苦戦が伺える

3. 施術所従事者数について

前は「従業者3人以上」が58.4%だったが、今回は18.2%と40.2%の減少となっており、収入の減少が影響していると考えられる

4. 確定申告経費金額について

収入が増えない中、消費税の増や物価の増等の影響から経費金額は増加傾向にあり、大変厳しい経営状態である

確定申告経費金額について（療養費の取扱金額500万円～1,500万円）

	平成27年分		平成17年分		差異	
	平均額	経費率	平均額	経費率		
仕 入	39.8万円	6.3%	37.5万円	6.5%	+2.4万円	▲0.2%
租 税 公 課	15.3万円	2.4%	13.5万円	2.3%	+1.9万円	0.1%
広 告 宣 伝 費	6.5万円	1.0%	6.7万円	1.2%	▲0.2万円	▲0.1%
接 待 交 際 費	34.0万円	5.4%	30.4万円	5.3%	+3.7万円	0.1%
減 価 償 却 費	82.1万円	13.0%	89.4万円	15.5%	▲7.3万円	▲2.6%
福 利 厚 生 費	12.8万円	2.0%	8.1万円	1.4%	+4.6万円	0.6%
給 料 賃 金	133.6万円	21.1%	90.1万円	15.6%	+43.5万円	5.4%
利 子 割 引 料	8.0万円	1.3%	13.5万円	2.3%	▲5.5万円	▲1.1%
地 代 家 賃	57.8万円	9.1%	65.6万円	11.4%	▲7.7万円	▲2.2%
諸 会 費	26.8万円	4.2%	3.8万円	3.8%	+23.0万円	0.4%
リ ー ス 代	28.6万円	4.5%	44.7万円	7.8%	▲16.1万円	▲3.2%
他 経 費	188.4万円	29.7%	155.1万円	26.9%	+33.3万円	2.8%
合 計	634.0万円	100.0%	576.4万円	100.0%	+57.6万円	

日整会長学術賞 2 名が受賞

平成29年1月26日(木)理事会において、北澤正人会員(群馬県) 齊田耕進会員(富山県)の2名に対し、柔道整復の研究・発表を積み、業界の学術的向上に大なる貢献をした会員に贈られる日整会長学術賞の表彰を決定しました。平成19年に制定。今回を含め25名の方々が受賞しています。

第25回柔道整復師国家試験合格発表について

平成29年3月28日(火)午後2時発表

受験者数	合格者数	合格率
6,727名	4,274名	63.5%

合格基準

- 必修問題については、配点を1問1点とし、全30問中、その得点が総点数の80%以上、24点以上を合格とする。
ただし、午前の問題第4問については、複数の選択肢を正解として採点する。
- 一般問題については、配点を1問1点とし、全200問中、その得点が総点数の60%以上、120点以上を合格とする。
- 必修問題および一般問題のいずれも合格基準を満たしている者を合格とする。

『声』をお聞かせください

「日整広報Feel! Go!」と名称を変え、フルカラーでスタートして一年になりました。

今後も、組織の活性化と業界発展に尽くす機関誌として成長させていきたいと思います。どうぞFeel! Go!についてご意見、ご希望等、みなさまの『声』をお聞かせください。

宛先 E-mail: kouhou@shadan-nissei.or.jp 日整広報部
Fax : 03-3822-2475 日整事務局

日整広報誌の発行回数が変わりました

タイトルも新たに「日整広報Feel! Go!」となり
年6回発行から年4回発行へ変更されました(2016年新年号から)

発行予定日	2017年 8月20日 (夏号) Vol.242	原稿締切	2017年 6月20日
	2017年11月20日 (秋号) Vol.243	原稿締切	2017年 9月20日
	2018年 1月20日 (新年号) Vol.244	原稿締切	2017年11月20日
	2018年 4月20日 (春号) Vol.245	原稿締切	2018年 2月20日



～「保険取扱い」の

<前回までのあらすじ>

<原点は「患者さんの利便性」>

第1話から第3話までのあらすじを簡潔に記述してみよう。柔道整復師の健康保険の取扱いは、昭和11年に「療養費の受領委任」という形で東京の江東柔道整復師会から始まった。当時この地区は工場地帯で、労働者の患者さんが後押しとなり、請願運動により特例として認められたものである。先達諸兄の血の滲むような努力により成し遂げた偉業であり、歴史的な出来事であった。これが出発点であり、まさに「患者さんの利便性」こそ「療養費の受領委任」の原点である。このことを柔道整復師学校養成施設（以下、養成校）の教育の中で教えていく必要がある。東京の先鞭後、各県ごとに協定が結ばれていった。

<全日整パワーによる相次ぐ協定>

この後、各保険者との協定は次々に成立していった。昭和34年1月28日に国家公務員27団体と全日本柔道整復師会（以下、全日整）との一本協定を皮切りに、国鉄・電電・専売の三公企体、労災保険、自賠責保険、防衛省共済保険などの締結が相次いだ。しかし決して順調ではなく、全日整が粘り強い折衝を重ねた結果であった。当時は1部位でも負傷原因を記載した。また、肩関節脱臼や打撲・捻挫の後療は10回までと処置回数に制限があった。これらは交渉の末、解決していった。

全日整は昭和48年に名称を「社団法人日本柔道整復師会（以下、日整）」と改称した。その後も揺るぎない団結力を発揮し、磐石と思われる業界の基盤を築いていった。

<規制緩和が招いた現状>

しかし時を越え、昭和63年に規制緩和と自由競争により経済を活性化させる政策が進展していく中で、柔道整復師の「療養費の受領委任」は、社団法人の『協定』とは別に個人でできる『契約』ができた。いわゆるフリーの人たちである。よって日整へ入会しなくても健康保険の取扱いができるようになったことを契機に、全国に多くの個人契約者（日整会員以外の開業者）を生み出した。更に拍車を掛けるように平成10年には、指定規則さえ満たせば養成校の新規設置を認めることとなった。その結果、養成校の開設ラッシュが続き、柔道整復師の“供給過多”になっている。制度上、国家試験に合格し厚生労働大臣から免許を付与されれば、療養費の受領委任に係る登録が可能であり、実務経験のないまま即開業ができる仕組みになっている。これらを要因として療養費の不正請求をめぐる不祥事が続発。社会から厳しい批判を浴びている。

日整はこうした問題の制度的対応策として、厚生労働省地方厚生局の指導監査の強化をはじめ、公的審査会の権限強化や施術管理者の資格要件の見直し、養成校のカリキュラム改正と国家試験問題の改革など、「療養費の受領委任」が健全に取り扱われるための改正を厚生労働省へ強く進言している。以上、これまでのおさらいである。

日整の行動の証

乗り越えた危機

受領委任の取扱いの経緯を説明し、その行方を展望するに当たり、特に触れておかなければならないことがある。それは、平成7年に当時の厚生省が療養費の支給の適正化を図るため、医療保険審議会の中に「柔道整復等療養費部会」（以下、部会）を設置したことである。これは、平成5年に会計検査院から柔道整復師に係る療養費については、不適正な請求や請求内容に疑義があるものが多数認められたとして、適正な支給を期するため是正改善の処置を執る必要がある、と指摘されたことによるものであった。

こうした状況や医療保険審議会の建議を踏まえ、部会において、柔道整復師の医療上の役割や保険制度における位置付け、給付の仕組みなどが審議され答申が出された。

その中で、打撲・捻挫についても医師の同意等を療養費の支給要件とすべき、との意見があった。一方、打撲・捻挫に対する柔道整復については、外傷性の疾患のため原因が明らかであること等の理由により、医師の同意等を療養費の支給要件としない現行の取扱いを継続すべきである、との判断が優先され現在に至っている。

意義と経緯～

広報部

『亜急性』の文言は平成7年から

更に、打撲・捻挫は、関節等に対する可動域を超えた捻れや外力による外傷性の疾患であり、療養費の対象疾患は、急性又は亜急性の外傷性であることが明白な打撲・捻挫に限るべきである、と示された。したがって、内科的原因による疾患は、療養費の支給対象にならないことを審査基準において明確にする必要がある、との見解も明らかにされた。現在の柔道整復療養費検討専門委員会で毎回議論の対象になっている『亜急性』という表現は、ここから始まった文言である。

原因記載問題をクリア

また、支給申請書の負傷原因欄には「業務災害通勤災害又は第三者行為外の原因」しか記載されていないことが指摘された。そして、適正な審査を行うためには具体的な負傷原因を記載する必要があるなど、原因記載の復活問題も浮上した。しかし、過去の経緯等が勘案され従来どおりの取扱いとなっている。この記載をめぐる問題は平成9年にも突き付けられた難題であったが、日整の鋭意交渉によりクリアできたことも付け加えておこう。

施術管理者へ3年の実務経験

時を経て、平成21年に政府が実施した行政刷新会議の事業仕分の俎上に柔整業界が載せられた。理由として、柔道整復師の療養費は国民医療費の伸び率を上回る率になっていることが挙げられた。平成24年には厚生労働省社会保障審議会医療保険部会に柔道整復療養費検討専門委員会（以下、委員会）が設置された。この目的は、柔道整復療養費の改定や現状と課題を公の場で議論し、適正かつ秩序ある療養費の支給の在り方を確立することである。同年10月19日に第1回目の委員会が開催されている。

平成29年3月21日に開催された第11回目の委員会で、柔道整復師は国家資格を取得してから「3年間の実務経験」を有し、一定の「研修・講習」を受けないと、受領委任に係る施術管理者として施術所を開設することができない、と示された。今回、日整が療養費の不正請求防止対策の一つとして強く進言

してきた受領委任を取扱う施術管理者の要件がようやく確立され、平成30年4月1日からスタートする予定となった。

しかし、平成29年度に学生である者については、施術管理者の要件として実務経験や研修の受講が課せられるということを知らずに入学した者であることから、実務経験の期間については公平性を欠かないよう段階的に実施していく方針が明らかにされた。

施術管理者の要件の趣旨として「施術管理者の要件として、実務経験や研修の受講を要件とすることについては、受領委任の取扱いに当たり、何が保険請求の対象かの判断、施術録、支給申請書の記載の仕方など、制度の正しい理解を、受領委任を取扱っている施術所で実際に学ぶことができるとともに、一定の研修を受講することにより、一定の質の向上を図ることができると考えられる。また、不正請求が多いと指摘されていることに鑑みれば、一定の社会人経験、医療人としての経験を積み、倫理観を身に付ける期間や研修を設けることは、不正対策や施術所の質の向上のために有効であると考えられる。」と示された。（段階実施期間については14ページ、検討専門委員会の記事参照）

これらは日整が国民のために恒久的な制度を目指し、改革と創造へ果敢に取り組んでいる行動の証である。

今回は最終回、受領委任制度の行方を展望してみよう。



参考文献 日整六十年史
日整社団法人設立60周年記念誌
柔道整復白書（日本柔道整復師会）
柔道整復療養費の手引き（日本柔道整復師会）
医療保険審議会「柔道整復等療養費部会」資料
第11回柔道整復療養費検討専門委員会資料

ご卒業おめでとうございます！

平成28年度 柔道整復師養成学校 優等卒業生
公益社団法人日本柔道整復師会より額入り表彰状を贈呈しました

学校名	優等生氏名	学校名	優等生氏名
北海道柔道整復専門学校	中根 裕章	東海医療科学専門学校	鈴木りさ子
北海道メディカル・スポーツ専門学校	奥山 優弥	トライデントスポーツ医療看護専門学校	松永 舟平
日本工学院北海道専門学校	細川 裕介	名古屋医健スポーツ専門学校	北村 香織
盛岡医療福祉専門学校	鈴木 雄也	甲賀健康医療専門学校	田中 大樹
仙台接骨医療専門学校	星 清楓	京都医健専門学校	佐野 一徳
赤門鍼灸柔整専門学校	石井 亮介	兵庫柔整専門学校	大橋 昌浩
仙台医健専門学校	木村 雫	大阪行岡医療専門学校長柄校	岩田 哲平
福島医療専門学校	渡部亜梨沙	明治東洋医学院専門学校	小田 優輝
前橋東洋医学専門学校	新井 嵩也	履正社医療スポーツ専門学校	中筋 勲
育英メディカル専門学校	福島 哲郎	近畿医療専門学校	森本 勝史
大川学園医療福祉専門学校	吉原耕太郎	大阪医専	河内 学
呉竹医療専門学校	吉沢 純汰	大阪ハイテクノロジー専門学校	西村 寛史
大宮医療専門学院	伊藤 慎	東洋医療専門学校	前野 隆弘
呉竹鍼灸柔整専門学校	岩淵 俊輔	大阪府柔道整復師会専門学校	藤波 歩
横浜医療専門学校	清水 楓	朝日医療大学校	松本 耕平
日本柔道整復専門学校	綱 洸哉	IGL 医療福祉専門学校	吉森 開紀
東京柔道整復専門学校	大日向 渉	朝日医療専門学校広島校	金子 優
東京医療専門学校	正田理衣奈	四国医療専門学校	井川 啓貴
日体柔整専門学校	鈴木 啓慈	河原医療福祉専門学校	嶋本 恭平
日本医学柔整鍼灸専門学校	藤井 優弥	福岡医療専門学校	岡田 幸長
了徳寺学園医療専門学校	大塚 剛志	福岡医健専門学校	西村 優一
中央医療学園専門学校	羽住 凌	福岡天神医療リハビリ専門学校	長谷川 大
日本工学院八王子専門学校	森田 風香	九州医療専門学校	直塚 研多
日本健康医療専門学校	親泊 蒼馬	大分医学技術専門学校	川畑 社緒
山野医療専門学校	坂根 泰士	今村学園ライセンスアカデミー	福田 優紀
関東柔道整復専門学校	井上友比古	鹿児島第一医療リハビリ専門学校	加藤 伸也
新宿鍼灸柔整歯科衛生専門学校	吉田 雪奈	沖縄統合医療学院	金成 祐一
臨床福祉専門学校	高田 瑞穂	琉球リハビリテーション学院	我那覇夏希
北豊島医療専門学校	染谷 政宏	帝京大学 宇都宮キャンパス	島崎 航大
首都医校	中納 仁之	帝京平成大学 千葉キャンパス	堀 匠
新潟柔整専門学校	岩間 雄大	了徳寺大学	伊藤 千紘
信州医療福祉専門学校	徳竹 良太	帝京科学大学 山梨市キャンパス	戸島 孝一
北信越柔整専門学校	上坂 真希	帝京科学大学 千住キャンパス	飯塚 大志
専門学校浜松医療学院	松本 香帆	帝京短期大学	上田 与嗣
専門学校白寿医療学院	成生 光季	東京有明医療大学	川俣 耕平
専門学校中央医療健康大学校	影山 将平	常葉大学 浜松キャンパス	波多野晃岐
米田柔整専門学校	小関 紗良	明治国際医療大学	草川 祐生
中和医療専門学校	石黒 由果		

先達の偉業尊び、記念碑建立

栃木県 広報部

平成29年1月28日(土)、栃木県柔道整復師会社団法人設立40周年・創立95周年記念事業の一環として栃木県柔道整復師会敷地内に建立された記念碑の除幕式が行われた。

この記念碑は柔道整復術資格公認活動に尽力した栃木県出身の萩原七郎先生をたたえたものである。

※萩原七郎先生は、日本柔道整復師会の会長職を4期8年務められた萩原正本会名誉会長、萩原利光本会相談役、萩原秀吉本会元総務部長、三氏の父上であり、東京府柔道整復師会（現東京都柔道整復師会）の初代会長も歴任された。



《碑文の内容》

趣旨に賛同いただいた皆様のご寄付により、萩原七郎先生をはじめとする柔道整復術の法制化に尽力された方々の偉業を称えるとの趣旨でこの記念碑をここに建立する。

刻まれた「武醫同術」の言葉は、正式に国から柔道整復術が公認されたことを祝し大正十年五月に茨城県東海村の村松山虚空藏堂に記念碑が建立された際、東郷平八郎元帥より送られた言葉であり、その碑文にも刻まれた言葉である。武道である柔道と医術である柔道整復術の深い関係を表したこの言葉は、先達の偉業を称えるとともに柔道整復術公認を祝す記念として誠にふさわしい言葉であろう。当会は、その大正十年五月に設立され今年で九十五周年を迎えるに当たり、この記念碑がこれらの偉業を後世に伝え、誇りをもって伝統を受け継いでゆく礎となることを祈念するものである。

平成二十九年一月二十八日

公益社団法人

栃木県柔道整復師会

業界の巨星 萩原七郎先生の遺徳を顕彰

柔道整復師という資格は、大正9年、内務省令により、初めて「柔道整復術」という名称で公認された。それまで柔道整復という資格は、法的には認知されていない状況だった。

明治の医制改革により禁止令が出されていた接骨業だが、明治末期には接骨家に対する取り締まりが厳しくなり、大正の初めには免許を持たない接骨家が一齐検挙されるまでになった。当時、柔術家の多くは柔術指導だけでは生計を営むことが難しく、接骨業を国に認めてもらうことで自分たちの道場経営も維持できるのではないかと期待した。

萩原七郎先生はこうした背景の下、柔道整復術公認のため、議会に向けた請願運動を展開した。運動を開始した当初は、講道館柔道と天神真楊流柔術の二派に分かれ、対立の溝はなかなか埋まらなかった。その後、会議を重ね、賛同者を増やして、ついに大正2年柔道接骨術公認期成会（会長竹岡宇三郎）を発足させ、七郎先生はその行動の中心となった。

東郷平八郎元帥にも直談判した結果、ついに大正9年公認を獲得することができた。

公認当時、柔道整術資格試験を受ける資格として、「講道館柔道三段以上のもの」としたこともあり、これらの活動は柔道整復術の公認活動だけでなく、講道館柔道の普及発展にも大きな役割を果たした。

記念碑は高さ約2m、幅約1mの鏡面仕上げで、東郷平八郎元帥から送られた「武醫同術」の言葉が刻まれている。書は福田富一栃木県知事の揮毫である。

この「武醫同術」の言葉は、柔道整復術が公認されたことを祝い、大正10年に茨城県東海村にある村松山虚空蔵堂境内に記念碑が建立された際に、東郷平八郎元帥から贈られた書の言葉であり、その碑文にも刻まれている。武道である柔道と医術である柔

道整復術の深い関係を表したこの「武醫同術」という言葉は、萩原七郎先生をはじめとする先人の偉業をたたえるとともに、柔道整復術公認を祝す記念としてふさわしい言葉である。

除幕式



謝辞を述べる萩原正本会名誉会長

まぶしいほどの晴天の中、神主による神事があり除幕式となった。

式には萩原正本会名誉会長ご夫妻、萩原利光本会相談役ご夫妻、萩原秀吉本会元総務部長令夫人陽子様はじめ約40人が参加した。

挨拶に立った片岡祥二本会会長は、「武醫同術」が刻まれた記念碑を前に、萩原七郎先生をはじめ、法制化に尽力された方々の偉業をたたえるとともに、先達諸兄の辛苦奮闘の歴史を偲び「素晴らしい技術である柔道整復術を後世に伝えていくことが、私たちに課せられた責務である」と後世への柔道整復術伝承を誓った。

萩原本会名誉会長は「創立95周年に当たり記念碑の建立は誠に意義深く、ご支援をいただいた会員の先生方・関係者の皆様に心からお礼申し上げる」と謝辞を述べた。また、萩原本会相談役は「父が先達者の一人として顕彰されたことは遺族として喜びを感じている。当会の発展をご祈念申し上げます」と挨拶した。

除幕は片岡会長はじめ関係者10人の手により行われ、記念碑が現れた瞬間には参加者から大きな拍手が湧き起こった。その後、記念碑建立を祝して親族の方々を囲み写真撮影が行われた。



理事会だより



<平成28年度 第5回理事会>

開催場所	日本柔整会館 2階理事会室
開催日時	平成28年11月17日(木)午後1時～ 午後4時45分
理事現在数及び定足数	現在数18名定足数10名
出席者	理事18名中18名出席 工藤、萩原(正)、松岡、豊嶋、佐藤、三橋、安田、森川、萩原(隆)、市川、和田、渡邊、伊藤(宣)、大藤、石原、原、伊藤(述)、富永
理事外の出席者	内山監事、寺本監事
議長	工藤会長
司会	豊嶋総務部長
開会の辞	萩原副会長
閉会の辞	松岡副会長

会議の概要

冒頭で議長が司会進行を総務部長に依頼し会議が開始された。最初に定足数を確認し、議事録署名人は定款第39条に基づき工藤鉄男会長と内山富之・寺本欽弥 両監事であることを確認した。

議 題

第1号議案『日整柔道大会反省事項について』

総務部長から議案について説明があった。来年度(平成29年度)の大会について、審議の結果、①少年柔道形競技会について、従来、東海東部から2チーム、東海西部から1チーム出場していたものを、

東海東部および東海西部から3チーム出場という枠に変更すること、②少年柔道形競技会の助成金について、従来は「15柔道ブロック×5万円」としていたものを、「30チーム×2万5千円」として、出場チーム所属の都道府県柔道整復師会に支給すること、③大会時に実施していた会員の表彰について、日整全国柔道大会功労表彰や産業別柔道大会功労表彰などは、大会時ではなく各都道府県柔道整復師会で表彰すること、④大会スケジュールについて、i)開会式後は、少年形競技会ではなく、少年柔道大会を実施すること、ii)少年柔道大会及び少年形競技会の開会(8時30分ごろから)と会員柔道大会の開会(お昼ごろから)を分けて実施することなど、提案どおり承認可決した。

第2号議案『選挙管理委員会委員について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、従来どおり、選挙管理委員会委員候補者の推薦について全国11地区に依頼すること、並びに役員選任に係る日程案(通常総会：平成29年6月25日(日)実施)を、原案どおり承認可決した。

第3号議案『講師派遣について(香川県、高知県、熊本県、富山県)』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、三橋裕之理事(保険部長)を、平成28年12月18日(日)香川県、平成29年1月22日(日)高知県、1月29日(日)熊本県へ、大河原晃会員(帰一学術賞受賞者)を平成29年1月22日(日)富山県へ派遣することを、承認可決した。

第4号議案『アンケートについて』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、①患者抑制等に繋がるような行為(行き過ぎた調査、照会等)を実施しているレセプト調査会社について、会社名称及びその会社に係る特筆すべきことを、各県の把握している範囲でアンケートを取ること、②会員もしくは会員が開設する施術所(分院等含む)の施術管理者や勤務柔道整復師(日整会員でない者を含む)でありながら、他団体(請求代行業者等)に加入している場合の有無や、その他団体名称、その他団体で特筆すべきこと等を、各県の把握している範囲でアンケートを取ること、③公益社団法人への移行が完了していない県がある中で、

今後その位置付けなど検討していくこと等を踏まえ対応することを、承認可決した。

第5号議案『「平成28年熊本地震」に係る助成金申請について』

経理部長から議案について説明があった。「平成28年熊本地震」支援金受入総額17,533,280円（①）のうち、8,300,000円（②）は被災県へ給付済み（6月8日理事会決議、6月26日総会追認決議）であり、その支援金残額9,233,280円（③：①－②）の対応については、9月28日理事会において決定されている。そして、本議案においては、これまでの決定に基づいた各都道府県柔道整復師会からの給付申請（総額5,942,233円④）について審議がなされ、申請どおり給付を行う旨、承認可決した。なお、本件給付実行により、支援金残額は3,291,047円（③－④）となる。

第6号議案『「災害対策積立金規程」施行に伴う対応について』

（1）会計処理規程の一部改正について

経理部長から標記について説明があった。「災害対策積立金規程」創設（平成28年9月29日）に伴い、「会計処理規程」について、①第43条第1項第2号の資産事項である「災害対策引当資産」を廃止し、代わりに「災害対策積立金」を加えること、②この一部改正は、平成28年11月17日から施行することについて、審議の結果、承認可決した。

（2）災害対策積立金規程第3条第1号関係の決議について

経理部長から標記について説明があった。審議の結果、①「災害対策積立金規程」施行日（平成28年9月29日）をもって、現行の「災害対策引当資産」残額を「災害対策積立金」に繰り入れること、②第5号議案に係る給付実行後の残額3,291,047円を、平成28年11月17日付けで「災害対策積立金」に繰り入れることを、承認可決した。

第7号議案『災害見舞申請について（岩手県）』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、「災害対策積立金規程」に基づき、岩手県からの災害見舞申請（半壊2件）を承認可決した。

第8号議案『特定個人情報等取扱管理規程（案）について』

経理部長から議案について説明があった。マイナンバーを取り扱うに際して必要な管理体制等を盛り込んだ本規程案（平成28年11月17日施行）について、審議の結果、原案どおり承認可決した。

第9号議案『柔道整復施術療養費支給申請書（レセプト）について』

保険部長から議案について説明があった。審議の結果、柔道整復施術療養費支給申請書（レセプト）について、今後、各都道府県柔道整復師会が必要とする部数を日整が取り纏めて一括発注する方法により、レセプト単価の低減を図る趣旨での当議案として提出された各県あて文書が作成されていなかったことなどから、本議案文書は取り下げられることとなった。

第10号議案『公認私的研究会の新規登録申請等について』

学術部長から議案について説明があった。審議の結果、新規登録申請1件「整復操作実用研究会（岡山県）」を承認可決した。なお関連で、名称変更1件「東京柔道整復専門学校同窓会→東京柔道整復専門学校同窓会研究会（東京都）」並びに代表者変更2件「池添研究グループ（東京都）及び東京柔道整復専門学校同窓会研究会（東京都）」について報告がされた。

第11号議案『生涯学習単位取得要綱 改正案について』

学術部長から議案について説明があった。①公認私的研究会が主催する介護福祉関係の学習集会について、並びに日整が主催する機能訓練指導員認定柔道整復師講習会及びフォローアップ講習会について、生涯学習の単位に付加するための要綱改正を行うこと、②この一部改正は、平成28年11月17日から施行することについて、審議の結果、承認可決した。

第12号議案『柔道整復学継続研究について』

学術部長から議案について説明があった。三大整骨書（整骨新書、骨継療治重寶記、正骨範）の解説が終了したことを受け、次段階の作業（校正）を依頼する業者選定のための相見積結果を検討し、審議の結果、提案どおり承認可決した。

第13号議案『広報部企画案について』

広報部長から議案について説明があった。審議の結果、「日整広報Feel! Go!」の新連載企画として、疫学・統計学の第一人者である星山佳治 先生に「柔道整復師のための統計学入門（仮称）」の執筆を依頼することを、承認可決した。

第14号議案『日整の公式Facebookページの立ち上げと、本会のHPとのリンクについて』

広報部長から議案について説明があった。審議の結果、一定のセキュリティ要件を定めた上で、日整の公式Facebookページを立ち上げ、日整ホームページとリンクさせる旨の提案を、承認可決した。

第15号議案『グラندスラム東京 医科学シンポジウム・柔道大会トレーナー派遣について』

国際部長から議案について説明があった。審議の結果、①医科学シンポジウムに渡邊高志会員（千葉県）を派遣すること、②トレーナー活動については4名「金井英樹会員（埼玉県）、田澤裕二会員（神奈川県）、田澤俊二会員（神奈川県）、浪尾敬一会員（香川県）」を派遣すること、③グラندスラム東京2016大会救護班の下に研修という形で1名（金井英樹会員）が活動することを、承認可決した。

報告事項

- ① 日本伝統治療（柔道整復術）普及事業祝賀会について
- ② 平成28年 秋の褒章・叙勲受章者について
- ③ 日整柔道大会報告（平成28年10月14日産経新聞記事掲載）
- ④ 「平成28年熊本地震」に係る災害見舞申請について（熊本県）
- ⑤ 全国都道府県会長会開催について
- ⑥ 産経新聞掲載記事（技あり！ほねつぎの健康術）
- ⑦ NHK「ラジオ深夜便」掲載記事（柔道整復師から学ぶコツコツ健康術）
- ⑧ 産経イベントについて
- ⑨ 柔道整復師卒後臨床研修論点抽出委員会委員候補者の推薦について（財団から）
- ⑩ 柔道整復師養成施設の第三者評価導入に関する調査事業外部評価チーム委員の推薦について（財団から）

- ⑪ 予算管理月報（9月分）
- ⑫ 経理部会報告
- ⑬ 朝日新聞記事について（平成28年11月3日）
- ⑭ 各都道府県での、地域包括ケア参入状況について調査
- ⑮ 機能訓練指導員認定柔道整復師の認定及び更新要項について
- ⑯ グランドスラム東京2016大会 救護班について
- ⑰ 草の根技術協力事業NGO-JICAイコールパートナーシップ振り返りシート等について
- ⑱ 上半期監査報告
- ⑲ 各部報告

富山大学寄附講座について

職務執行状況報告について

第5回柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告

<平成28年度 第6回理事会>

開催場所	日本柔整会館2階理事会室
開催日時	平成29年1月26日(木)午後1時～午後5時45分
理事現在数及び定足数	現在数18名定足数10名
出席者	理事18名中17名出席 工藤、萩原(正)、松岡、豊嶋、佐藤、三橋、森川、萩原(隆)、市川、和田、渡邊、伊藤(宣)、大藤、石原、原、伊藤(述)、富永
理事外の出席者	内山監事、寺本監事、新井情報管理室長
議長	工藤会長
司会	豊嶋総務部長
開会の辞	松岡副会長
閉会の辞	萩原副会長

会議の概要

冒頭で議長が司会進行を総務部長に依頼し会議が開始された。最初に定足数を確認し、議事録署名人は定款第39条に基づき工藤鉄男会長と内山富之・寺本欽弥 両監事であることを確認した。

議 題

第1号議案『選挙管理委員会委員の承認について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、①会員11名（北海道 加藤隆、秋田県 佐藤環、山梨県 清水隆、東京都 深井伸之、富山県 稲場司、静岡県 小澤喜一、滋賀県 中江利信、大阪府 呉昌基、島根県 近藤尚良、高知県 小川八十一、鹿児島県 内清治）を選挙管理委員会委員とすること、②委員への委嘱日を平成29年2月2日とすることについて、承認可決した。

第2号議案『産経新聞記事(技あり！ほねつぎの健康術)の継続について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、産経新聞社からの依頼を受けて、平成28年度に引き続き、29年度においても記事を連載すること及び当該記事の執筆担当者など詳細は担当部署に一任することを、承認可決した。

第3号議案『全国会長会 次第案について』

総務部長から議案について説明があった。平成29年3月26日(日)13時から開催する全国会長会について、審議の結果、17時30分閉会とする次第案について並びに会議内容を全国社団に通知することを、承認可決した。

第4号議案『講師派遣について(大阪)』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、三橋裕之理事（保険部長）を、平成29年2月11日(土)に大阪へ派遣することを、承認可決した。

第5号議案『帰一精錬賞について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、帰一精錬賞における、①楯の文面案、②バッヂを紫色とすること、③受賞要件を厳しくするために「帰一賞内規」を改正すること（平成29年1月26日施行）を、承認可決した。

第6号議案『栃木県社団法人設立40周年記念式典における表彰申請について』

総務部長から議案について説明があった。栃木県から申請のあった栃木県社団法人設立40周年記念式典における表彰について審議し、会長表彰1名、会長感謝状3名の表彰を、承認可決した。

第7号議案『全日本産業別柔道大会への今後の出場について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、本事業に係る実情、共益事業としての趣旨及び来年度予算など総合的に判断して、平成29年度の全日本産業別柔道大会への出場は見送る旨、承認可決した。

第8号議案『会員名簿(書籍)の作成について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、平成29年度は会員名簿（書籍）の発行はせず、主に役員ページの差込み対応をすることを、承認可決した。

第9号議案『各種表彰者への交通費支給見直しについて』

総務部長から議案について説明があった。各種表彰者への交通費支給について、審議の結果、平成29年4月1日以降、支給しないこととする旨、承認可決した。

第10号議案『記念式典の開催の見直しについて』

総務部長から議案について説明があった。「社団法人設立65周年記念事業」と「柔道整復術公認100周年記念事業」について、平成29年度と平成32年度にそれぞれ開催する旨、平成28年2月24日の理事会において決定したところではあるが、平成29年度以降の、事業計画並びに予算状況などを踏まえ改めて検討が加えられ、審議の結果、平成30年度に合同開催するという変更案を、承認可決した。

第11号議案『平成29年度 日整学術大会 開催担当都道府県について』

学術部担当理事から議案について説明があった。審議の結果、平成29年度日整学術大会開催担当の11都道府県（北海道、山形県、千葉県、東京都、長野県、三重県、和歌山県、大阪府、鳥取県、徳島県、熊本県）を、承認可決した。また、開催日を確認した。

第12号議案『日整会長学術賞について』

学術部担当理事から議案について説明があった。
審議の結果、日整会長学術賞の表彰対象者として推薦のあった2名（群馬県 北澤正人、富山県 斉田耕進）について、承認可決した。

第13号議案『公認私的研究会 新規登録申請等について』

学術部担当理事から議案について説明があった。
審議の結果、新規登録申請2件「秋田県南骨っこの会（秋田県）、公益社団法人北海道柔道整復師会認定スポーツトレーナー（北海道）」を承認可決した。
なお関連で、廃止届1件「埼玉呉竹研究会（埼玉県）」並びに名称変更「東京柔道接骨師診療放射線技師会→東京柔道整復師診療放射線技師会（東京都）」について報告がされた。

第14号議案『日整学術生涯学習講習会 動画について』

学術部担当理事から議案について説明があった。
審議の結果、平成28年10月8日に実施した日整学術生涯学習講習会の動画について、特別講演を除いた動画DVDを、都道府県柔道整復師会へ配布する提案を、承認可決した。

第15号議案『柔道整復師養成学校生および経験の少ない有資格者への有益情報スポーツ大会トレーナー活動・一般公開講座 情報提供について』

広報部長から議案について説明があった。審議の結果、都道府県柔道整復師会から、標記情報に係る掲載依頼があった場合に、日整ホームページ、Facebookにてお知らせをするという提案を、承認可決した。

第16号議案『柔道整復師の教育機関について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、教育機関の運営母体をNPO法人として登録することを、承認可決した。また、柔道整復師の教育機関と運営母体の名称については、部長連絡会議において改めて検討し、継続審議にすることとした。

第17号議案『常置期間設置規程及び部の再編の検討について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、常置期間設置規程及び部の再編について、検討を始めることを、承認可決した。

報告事項

- ① 調査会社等に係るアンケートについて
 - ② 日整柔道大会、学術生涯講習会の開催日程について
 - ③ 産業別柔道大会結果報告
 - ④ 理事会議事録について
 - ⑤ 会費免除申請について
 - ⑥ 帰一賞の推薦について
 - ⑦ 優等卒業生の表彰について
 - ⑧ NHK「ラジオ深夜便」掲載記事（柔道整復師から学ぶコツコツ健康術）
 - ⑨ 産経新聞掲載記事（技あり！ほねつぎの健康術）
 - ⑩ 産経新聞（サンケイスポーツ）新規購読協力金について
 - ⑪ 産経新聞掲載記事「モンゴル関係・平成29年1月9日(月)朝刊10面（生活面）」
 - ⑫ 柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書について
 - ⑬ 柔道整復科学生の臨床実習について（学校協会からの依頼）
 - ⑭ 柔道整復師国家試験について（大阪府立視覚支援学校から財団あて依頼状）
 - ⑮ JIMTEF 災害医療研修について
 - ⑯ 予算管理月報（11月分）
 - ⑰ 経理部会報告
 - ⑱ 平成28年税務経営実態調査回答状況
 - ⑲ 平成28年度療養費の取扱実態調査について
 - ⑳ 日本経済新聞 夕刊 平成28年12月1日記事
 - ㉑ 産経新聞 平成29年1月11日記事
 - ㉒ 富山大学寄附講座について
 - ㉓ 日整公式Facebookページ・日整HP解析報告
 - ㉔ JICA 事業完了報告会（平成28年11月21日）
 - ㉕ 第4回柔道医科学研究会報告
 - ㉖ グランドスラム東京2016 トレーナー及び救護室活動報告
 - ㉗ 各部報告
- JIMTEFのベトナム事業関連について
公益社団法人移行状況について
平成29年度予算編成会議 検討結果

会務執行状況

平成28年12月～平成29年3月

日 整 関 係

平成28年12月

日付	曜日	会 議 等	出 席 者
1	木	業界説明会（明治国際医療大学）	松岡、長尾
1～4	木～日	グランドスラム東京	
5	月	業界説明会（沖縄統合医療学院）	松岡、平良
6	火	業界説明会（大川学園医療福祉専門学校）	大河原、根岸
7	水	部長連絡会議	
11	日	総務・経理・保険・学術・広報・国際部の各部会 合同部会・合同懇親会	
13	火	業界説明会（東海医療科学専門学校）	森川、藤川
		業界説明会（専門学校浜松医療学院）	永田、森上
		業界説明会（仙台接骨医療専門学校）	櫻田、目時
16	金	業界説明会（仙台医健専門学校）	三橋、櫻田
		業界説明会（琉球リハビリテーション学院）	松岡、國吉
17・18	土・日	機能訓練指導員認定講習会（東京）	
18	日	香川県保険研修会	三橋
22	木	柔整問題研究会大阪研修会	伊藤宣人
28	水	仕事納め	

平成29年1月

日付	曜日	会 議 等	出 席 者
4	水	仕事始め	
8	日	三重県新春意見交歓会	三橋
		大阪府新年交歓会	工藤、豊嶋
10	火	業界説明会（大阪行岡医療専門学校長柄校）	徳山、川口
11	水	経理部会	
		業界説明会（大宮医療専門学校）	大河原
12	木	部長連絡会議	
14	土	兵庫県新年祝賀会	工藤、豊嶋
14・15	土・日	機能訓練指導員認定講習会（大阪）	
15	日	業界説明会（京都医健専門学校）	長尾、中田
		宮城県新年祝賀会	工藤、豊嶋、三橋
18	水	業界説明会（森ノ宮医療学園専門学校）	徳山、川口
		第9回柔道整復療養費検討専門委員会	
20	金	業界説明会（鹿児島第一医療リハビリ専門学校）	松岡、橋口
21	土	業界説明会（福岡医健専門学校）	松岡、塩川
22	日	高知県後期研修会	三橋
		富山県学術研修会	大河原
23	月	業界説明会（大阪府柔道整復師会専門学校）	徳山、川口
24	火	予算編成会議	工藤、萩原、松岡、豊嶋、佐藤
25	水	業界説明会（赤門鍼灸柔整専門学校）	豊嶋、櫻田
26	木	理事会	
27	金	業界説明会（東京柔道整復専門学校）	春原、新井、浜口、吉田、金子、深井
		業界説明会（名古屋医健スポーツ専門学校）	藤川、長谷川
29	日	熊本県保険講習会	三橋
31	火	業界説明会（日本工学院北海道専門学校）	萩原、加藤
		業界説明会（朝日医療大学校）	松岡、富岡

平成29年 2 月

日付	曜日	会 議 等	出 席 者
1	水	業界説明会(北海道メディカルスポーツ専門学校)	萩原、加藤
2	木	業界説明会(トライデントスポーツ医療看護専門学校)	森川、長谷川
		選挙管理委員会	工藤、萩原、豊嶋、
		経理部会	
3	金	業界説明会(日本健康医療専門学校)	新井、浜口、吉田、深井
		部長連絡会議	
6	月	業界説明会(帝京科学大学山梨キャンパス)	大澤
7	火	業界説明会(臨床福祉専門学校)	伊藤述史、深井
8	水	業界説明会(大分医学技術専門学校)	松岡、加藤、鎌田
10	金	業界説明会(河原医療福祉専門学校)	松岡、大川、日下
		業界説明会(東京有明医療大学)	春原、櫻井
14	火	業界説明会(九州医療専門学校)	松岡、富永
15	水	第10回柔道整復療養費検討専門委員会	
16	木	業界説明会(日体柔整専門学校)	浜口、金子
		業界説明会(名古屋医専)	藤川、長谷川
17	金	広報部会	
19	日	栃木県社団設立40周年記念式典	工藤、萩原、松岡、豊嶋
22	水	保険部会(医療課)	
		優等卒業生選考委員会	
23	木	理事会	
		JIMTEF 災害医療委員会	

平成29年 3 月

日付	曜日	会 議 等	出 席 者
5	日	佐久間稔晴先生祝賀会	工藤、萩原、豊嶋
		業界説明会(呉竹医療専門学校)	高橋知則、山本
6	月	業界説明会(専門学校中央医療健康大学校)	小澤、美尾
		業界説明会(今村学園ライセンスアカデミー)	内、中川
		業界説明会(了徳寺大学)	高橋政夫、細谷
		業界説明会(東京医療専門学校)	櫻井、吉田
		業界説明会(専門学校白寿医療学院)	鈴木、岩澤
		業界説明会(中央医療学園専門学校)	新井、浜口、金子、深井
7	火	業界説明会(盛岡医療福祉専門学校)	笹山
		業界説明会(了徳寺学園医療専門学校)	浜口、櫻井、金子、深井
		業界説明会(北豊島医療専門学校)	新井、吉田
8	水	卒業式(履正社医療スポーツ専門学校)	徳山
		卒業式(日本医学柔整鍼灸専門学校)	伊藤述史
		卒業式(朝日医療専門学校広島校)	山崎
		業界説明会(帝京大学)	江原、半田
		業界説明会(関東柔道整復専門学校)	浜口、櫻井、吉田、深井
		経理部会	
9	木	卒業式(赤門鍼灸柔整専門学校)	櫻田
		部長連絡会議	
		業界説明会(兵庫柔整専門学校)	岩本、入江
		卒業式(専門学校浜松医療学院)	森上
10	金	卒業式(四国医療専門学校)	石原
		卒業式(福岡医健専門学校)	松岡
		卒業式(河原医療福祉専門学校)	日下
		卒業式(中和医療専門学校)	伊藤宣人
		卒業式(今村学園ライセンスアカデミー)	内

※出席者の名前と役職を列記します

工藤……………工藤日整会長
 萩原……………萩原日整副会長
 松岡……………松岡日整副会長
 豊嶋……………豊嶋日整総務部長
 佐藤……………佐藤日整経理部長
 三橋……………三橋日整保険部長
 安田……………安田日整学術部長
 森川……………森川日整広報部長
 渡邊……………渡邊日整理事
 伊藤宣人……………伊藤宣人日整理事
 石原……………石原日整理事
 伊藤述史……………伊藤述史日整理事
 富永……………富永日整理事
 内山……………内山日整監事
 新井……………日整情報室長
 木山……………木山日整特別相談役
 加藤……………加藤北海道副会長
 及川……………及川岩手県会長
 笹山……………笹山岩手県副会長
 櫻田……………櫻田宮城県会長
 目時……………目時宮城県副会長
 遠藤……………遠藤福島県会長
 江原……………江原栃木県副会長
 半田……………半田栃木県理事
 大藤……………大藤群馬県会長
 大河原……………大河原埼玉県副会長
 根岸……………根岸埼玉県理事
 高橋知則……………高橋埼玉県理事
 山本……………山本埼玉県介護保険委員長
 高橋政夫……………高橋千葉県副会長
 細谷……………細谷千葉県理事
 斎藤……………斎藤神奈川県副会長
 大澤……………大澤山梨県理事
 春原……………春原東京都会長
 浜口……………浜口東京都理事
 櫻井……………櫻井東京都理事
 吉田……………吉田東京都理事
 金子……………金子東京都理事
 深井……………深井東京都理事
 阿部……………阿部新潟県会長
 永田……………永田静岡県会長
 鈴木……………鈴木静岡県副会長
 小澤……………小澤静岡県副会長
 水野……………水野静岡県理事
 森上……………森上静岡県理事
 美尾……………美尾静岡県理事
 岩澤……………岩澤静岡県理事
 藤川……………藤川愛知県副会長
 長谷川……………長谷川愛知県副会長
 杉尾……………杉尾滋賀県副会長
 長尾……………長尾京都府会長
 中田……………中田京都府理事
 塚本……………塚本兵庫県副会長
 岩本……………岩本兵庫県副会長
 入江……………入江兵庫県理事
 徳山……………徳山大阪府会長
 川口……………川口大阪府副会長
 増井……………増井大阪府副会長
 布施……………布施大阪府副会長
 山崎……………山崎広島県会長
 富岡……………富岡岡山県会長
 大川……………大川愛媛県会長
 日下……………日下愛媛県副会長
 塩川……………塩川福岡県副会長
 加藤……………加藤大分県会長
 鎌田……………鎌田大分県理事
 内……………内鹿児島県会長
 橋口……………橋口鹿児島県副会長
 中川……………中川鹿児島県統括官
 平良……………平良沖縄県会長
 國吉……………國吉沖縄県理事

日付	曜日	会 議 等	出 席 者
10	金	卒業式（朝日医療大学校）	富岡
		卒業式（信州医療福祉専門学校）	内山
		卒業式（仙台接骨医療専門学校）	櫻田
		卒業式（九州医療専門学校）	富永
		卒業式（北豊島医療専門学校）	伊藤述史
		卒業式（福島医療専門学校）	遠藤
		卒業式（日本柔道整復専門学校）	工藤
		卒業式（琉球リハビリテーション学院）	國吉
11	土	卒業式（北海道柔道整復専門学校）	萩原
		卒業式（大阪行岡医療専門学校長柄校）	増井
		卒業式（沖縄統合医療学院）	平良
		卒業式（米田柔整専門学校）	伊藤宣人
		卒業式（兵庫柔整専門学校）	塚本
		卒業式（北信越柔整専門学校）	木山
		卒業式（近畿医療専門学校）	布施
11～12	土～日	関東学術大会埼玉大会	工藤、萩原、松岡、豊嶋、安田
		卒業式（甲賀健康医療専門学校）	杉尾
12	日	卒業式（京都医健専門学校）	長尾
		宮城県保険講習会	豊嶋、安田
		卒業式（森ノ宮医療学園専門学校）	川口
		卒業式（福岡医療専門学校）	松岡
		卒業式（仙台医健専門学校）	三橋
14	火	卒業式（トライデントスポーツ医療看護専門学校）	森川
		卒業式（常葉大学）	水野
		卒業式（大川学園医療福祉専門学校）	大河原
		卒業式（前橋東洋医学専門学校）	大藤
15	水	卒業式（呉竹鍼灸柔整専門学校）	齋藤
		卒業式（東京有明医療大学）	松岡
		卒業式（明治東洋医学院専門学校）	徳山
		業界説明会（日本工学院八王子専門学校）	浜口、吉田
16	木	卒業式（呉竹医療専門学校）	渡邊
		卒業式（日本健康医療専門学校）	春原
		卒業式（盛岡医療福祉専門学校）	及川
		謝恩会（帝京短期大学）	伊藤述史
		卒業式（日本工学院八王子専門学校）	吉田
		卒業式（明治国際医療大学）	安田
17	金	卒業式（日体柔整専門学校）	金子
		卒業式（東京医療専門学校）	新井
		卒業式（IGL 医療福祉専門学校）	山崎
		卒業式（東京柔道整復専門学校）	春原
18	土	卒業式（専門学校白寿医療学院）	鈴木
		卒業式（新潟柔整専門学校）	阿部
		卒業式（大阪府柔道整復師会専門学校）	徳山
19	日	卒業式（育英メディカル専門学校）	大藤
		日本武道学会シンポジウム	
		卒業式（新宿鍼灸柔整歯科衛生専門学校）	豊嶋
21	火	第11回柔道整復療養費検討専門委員会	
		卒業式（中央医療学園専門学校）	浜口
22	水	理事会	
23	木	卒業式（東洋医療専門学校）	徳山
26	日	全国会長会	

※出席者の名前と役職を列記します

工藤	工藤日整会長
萩原	萩原日整副会長
松岡	松岡日整副会長
豊嶋	豊嶋日整総務部長
佐藤	佐藤日整経理部長
三橋	三橋日整保険部長
安田	安田日整学術部長
森川	森川日整広報部長
渡邊	渡邊日整理事
伊藤宣人	伊藤宣人日整理事
石原	石原日整理事
伊藤述史	伊藤述史日整理事
富永	富永日整理事
内山	内山日整監事
新井	日整情報室長
木山	木山日整特別相談役
加藤	加藤北海道副会長
及川	及川岩手県会長
笹山	笹山岩手県副会長
櫻田	櫻田宮城県会長
目時	目時宮城県副会長
遠藤	遠藤福島県会長
江原	江原栃木県副会長
半田	半田栃木県理事
大藤	大藤群馬県会長
大河原	大河原埼玉県副会長
根岸	根岸埼玉県理事
高橋知則	高橋埼玉県理事
山本	山本埼玉県介護保険委員長
高橋政夫	高橋千葉県副会長
細谷	細谷千葉県理事
斎藤	斎藤神奈川県副会長
大澤	大澤山梨県理事
春原	春原東京都会長
浜口	浜口東京都理事
櫻井	櫻井東京都理事
吉田	吉田東京都理事
金子	金子東京都理事
深井	深井東京都理事
阿部	阿部新潟県会長
永田	永田静岡県会長
鈴木	鈴木静岡県副会長
小澤	小澤静岡県副会長
水野	水野静岡県理事
森上	森上静岡県理事
美尾	美尾静岡県理事
岩澤	岩澤静岡県理事
藤川	藤川愛知県副会長
長谷川	長谷川愛知県副会長
杉尾	杉尾滋賀県副会長
長尾	長尾京都府会長
中田	中田京都府理事
塚本	塚本兵庫県副会長
岩本	岩本兵庫県副会長
入江	入江兵庫県理事
徳山	徳山大阪府会長
川口	川口大阪府副会長
増井	増井大阪府副会長
布施	布施大阪府副会長
山崎	山崎広島県会長
富岡	富岡岡山県会長
大川	大川愛媛県会長
日下	日下愛媛県副会長
塩川	塩川福岡県副会長
加藤	加藤大分県会長
鎌田	鎌田大分県理事
内	内鹿児島県会長
橋口	橋口鹿児島県副会長
中川	中川鹿児島県統括官
平良	平良沖縄県会長
國吉	國吉沖縄県理事

平成29年度 日整主催学術大会一覧

地区	担当都道府県	学会大会名称	開催予定日
北海道	(公社)北海道柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第46回北海道学術大会	7月2日(日)
東北	(公社)山形県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第38回東北学術大会 山形大会	7月22・23日(土・日)
関東	(公社)千葉県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第40回関東学術大会 千葉大会	平成30年3月10・11日(土・日)
東京	(公社)東京都柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第36回東京学術大会	9月17日(日)
北信越	(公社)長野県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第39回北信越学術大会 長野大会	6月17・18(土・日)
東海	(公社)三重県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第52回東海学術大会 三重大会	12月3日(日)
近畿	(公社)和歌山県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第42回近畿学術大会 和歌山大会	10月1日(日)
大阪	(公社)大阪府柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第11回大阪学術大会	8月20日(日)
中国	(公社)鳥取県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第42回中国学術大会 鳥取大会	6月10・11(土・日)
四国	(一社)徳島県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第52回四国学術大会 徳島大会	7月16・17日(日・月)
九州	(公社)熊本県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第46回九州学術大会 熊本大会	7月8・9日(土・日)

平成29年度 周年記念式典開催日

都道府県	式典名称	開催日・会場
(公社)大分県柔道整復師会	創立70周年記念式典	平成29年5月28日(日) トキハ会館
(公社)福岡県柔道整復師会	創立91周年・社団法人設立40周年・ 協同組合設立18周年記念式典	平成29年9月3日(日) ホテルニューオータニ博多
(公社)佐賀県柔道整復師会	創立80周年・社団法人設立40周年記念式典	平成29年10月22日(日) ホテルニューオータニ佐賀
(公社)香川県柔道整復師会	創立90周年・社団法人設立40周年・ 協同組合設立10周年記念式典	平成29年10月29日(日) JRホテルクレメント高松
(公社)新潟県柔道整復師会	創立90周年・ 協同組合設立20周年記念式典	平成29年11月4日(土) ANAクラウンプラザホテル新潟

学術大会の更なる前進と発展を期して



平成29年3月11日(土)、午後6時から第39回関東学術大会埼玉大会開会式がパレスホテル大宮で開催されました。工藤鉄男日整会長の挨拶に続き、上田清司埼玉県知事、清水勇人さいたま市長、金井忠男埼玉県医師会長、田畑一雄埼玉労働局長、新藤義孝衆議院議員、三ツ林裕巳衆議院議員、関口昌一参議院議員、古川俊治参議院議員、宮崎栄治郎県議会議員はじめ多くの来賓の方々から、伝統ある学術大会の発展と柔道整復師の地域医療の向上の推進に努められることを期待していることなどのご祝辞をいただきました。

埼玉県柔道整復師会の渡邊寛会長が歓迎の辞を述べ、引き続き夕食会が行われ来賓の方々との相互交流を図り和やかな歓談の場が設けられました。

標記大会は、平成29年3月12日(日)、午前9時30分からソニックシティにおいて開催され、最初に工藤鉄男日整会長が挨拶をしました。

特別講演

演題 「大峯千日回峰行」

講師 慈眼寺住職

大潤阿闍梨塩沼亮潤師

大潤阿闍梨の塩沼亮潤師は、1999年9月に奈良県吉野山金峯山寺1,300年の歴史上二人目となる修験道の中でも最も過酷といわれている荒行「千日回峰



行」を満行。その翌年(2000年)に「四無行」を満行。(2006年)「八千枚大護魔供」を満行。想像を絶する命懸けの修行を乗り越え、塩沼亮潤大阿闍梨師が掴んだ人生の真理とは何か、との貴重なお話を聞かせていただきました。

また、(公社)埼玉県柔道整復師会研究開発学術委員会が発刊した「柔道整復術の継承」の小冊子が参加された会員に配付されました。

国際部報告

「JICA草の根事業(パートナー型)日本伝統治療(柔道整復術)指導者育成普及プロジェクト～プロジェクト終了時評価を終えて～」

講師 (公社)日本柔道整復師会国際部

田澤裕二・金井英樹両部員

国際部の活動内容や本邦研修の目的達成の報告がありました。

介護保険に関する講習

2016年柔道整復師と介護保険について

柔道整復師の地域包括ケアシステムの貢献をテーマに(公社)日本柔道整復師会保険部介護対策課の三谷誉会員から地域包括ケアシステム等について詳細な説明がありました。



基調講演

「日整の今後の戦略について」

講師 公益社団法人日本柔道整復師会

会長 工藤鉄男

〈要旨〉

日整のオープニング映像が華々しく会場に流れ、工藤鉄男会長の基調講演が開始された。

最近、ロボット（AI）の技術が進歩し医療の分野で活躍しているが、柔道整復術の骨折・脱臼に関してはロボットでの治療は不可能であると聞いている。その柔道整復の技術を世界に発信しようと、モンゴル国での活動や日整全国少年柔道大会の動画をfacebookで発信したところ、2日間で世界から20万件のアクセスがあった。我われの業界も新しいものに対して勉強する姿勢がなければならないのではないだろうか。

柔道整復師は100年前に国民のため、また地域住民のために柔道整復術の技術を伝えていくことで先達（萩原七郎氏）たちが血の滲む思いで復活させた職業である。それを私たちは業としているので、業界のことにもう少し関心を持っていただきたい。

〈時代の「潮目」を読む〉

昭和63年、個人契約の柔道整復師が国により認められ、平成10年には福岡柔整学校の開設に係る行政訴訟が端を発し、養成校の乱立と柔道整復師が増加し現在に至った経緯を説明。

平成25年から工藤執行部がスタートして、まず「全国社団の名称統一」と「公益社団法人化」への取り組みをした。平成27年の2期目からは柔道整復師の質の向上を目指し、「柔道整復師学校養成施設カリキュラム等の改善」を図った。

平成26年と28年の療養費料金改定においては、交渉の結果、附帯条件のないプラス改定を実現した。災害対応では、各種規定を策定しDJATの救護活動等に対する経済的援助ができる仕組みを確立することができた。

今後の展望として、日本伝統医療の継承のため、平成29年度開学を目途に柔道整復師の教育機関を創設することを検討している。モンゴル事業の後継国際事業として、例えばベトナム国での「柔道整復術の普及」および「柔道整復制度の創設」等を図る。「柔道整復師法の改正」では「顎の脱臼」に関すること、施術所の開設者を「柔道整復師」に限定したことなどを説明した。

また、「柔道整復画像センター」（仮称）構想、並びに厚労省研修生の派遣等について紹介し、今後の業界の未来に向けた「教育」と「制度」の改革等について熱く講演された。

研究発表（発表順）

「幼児の鑑別困難な上肢外傷の考察」

栃木県 大芦昌代会員

「足部横アーチ低下症例に対する足趾・踵荷重起立台の適応」

山梨県 山本啓示会員

「足底テーピングとSLRの関係について」

千葉県 藤井英之会員

「腰部外傷患者に対するストレッチと筋力強化」

群馬県 井浦将文会員

「関節制御における伸縮性テープの有効性に対する数値的評価」

神奈川県 山後恭一会員

「柔道整復術における古典的施術法について」

～橈骨遠位端骨折の固定法より～

茨城県 新井俊行会員

「尺骨骨幹部疲労骨折が複数発生した1症例」

埼玉県 寺嶋竜太会員

閉会式

次期開催県の（公社）千葉県柔道整復師会の岡本和久会長が閉会の挨拶を述べ、一般385人、学生30人、会員1,016名の参加をいただき、第39回関東学術大会埼玉大会は盛会裏に幕を閉じた。

来年の関東学術大会は千葉県「幕張アパホテル」での開催予定です。

Netterネッター解剖学アトラス

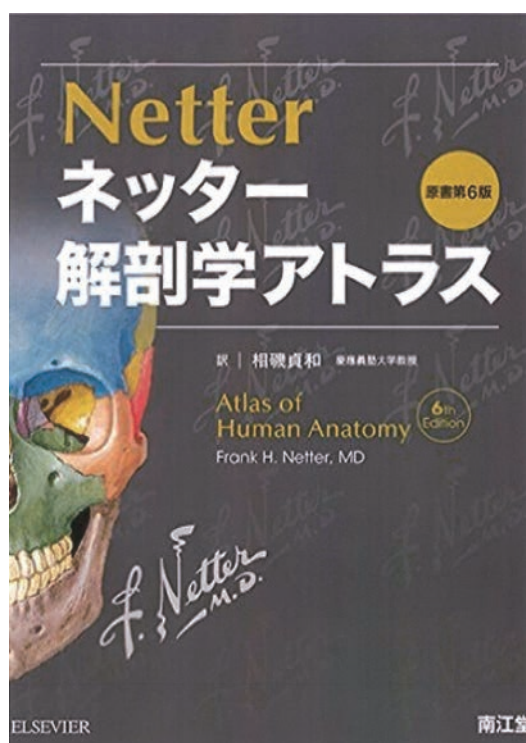
原書第6版

解剖学や生理学の知識は、柔道整復師が臨床の現場で診断、鑑別、治療を行う上で非常に重要なものである。臨床解剖学も機能解剖学も基本的な解剖学が理解されていないと、その先には進めませんし正しい判断はできません。

運動器の痛みを訴える患者さんに対し、柔道整復師は患者さんの状態を正しく評価し、それを基に適切な柔道整復術が提供されます。正常な筋、関節、その他の器官の持つ機能を正しく理解していなければ柔道整復の業は行えません。

この筋はどこから始まりどこに付いているか？ どのような形状をしていて、どんな働きをするのかを紙ベースの二次元的描写から得ることは非常に難しい。しかし、この推薦本はカラーアトラスにより三次元的な感覚で見ることができます。診断時における疼痛誘発テストや圧痛点を探すときにも役に立ち、超音波観察装置使用時のランドマーク設定にも役立ちます。

第6版となり、イラストの美しさとその正確さは更にバージョンアップされています。患者さんへの説明時にも活用できる座右の書です。



南江堂
著：F. H. Netter
訳：相磯貞和
ISBN：978-4-534-25967-0
発行年月：2016年9月
版 型：A 4 変型
ページ数：620
定 価：10,000円（税別）

*ネッター解剖学 セット版（電子書籍付）アトラス
別冊学習の手引き
ページ数：830
定 価：14,000円（税別）

学術部
長尾 淳彦

第44回 日整親善 ゴルフ大会

開催のご案内

主管 公益社団法人埼玉県柔道整復師会会長 渡邊 寛

1. 開催日

平成29年 9月10日(日) 雨天決行

2. ゴルフ場

プレステージカントリークラブ

アメリカンスタイルの堂々全36ホール。フラットなコースレイアウトにもかかわらず、各ホールとも力と飛距離はもちろん、頭脳的な巧妙さと繊細さが要求されるプレステージカントリークラブ。四季折々の自然、グリーン廻りのアンジュレーションなどの美しさの中で、ゴルフの妙を存分に味わってください。

3. 住 所

〒328-0131 栃木県栃木市梓町455-1
TEL 0282-31-1111

4. アクセス

【車】

東北自動車道 栃木ICで降り、出口正面のT字路を左折。
ICから5km(約5分)でコースへ

【電車】

東武日光線・JR栃木駅から約25分
東武日光線・新栃木駅から約20分
東北新幹線・小山駅から約40分

実施要領・競技内容

コース

プレステージカントリークラブ
(東コース・西コース)

競技方法

18ホール・ストロークプレー(新ペリア方式)
ティーマーク：一般の部(ゴールド)、シニアの部(シルバー)、レディースの部(ブロンズ)

スタート時間

東コース アウト	7:24スタート
東コース イン	7:24スタート
西コース アウト	7:24スタート
西コース イン	7:24スタート

表 彰

団体戦

団体戦 各都道府県別上位4名のトータル成績(ネット)

個人戦

ネットの部、グロスの部、シニアの部(70歳以上)
レディースの部、ドラゴン賞、ニアピン賞、飛び賞等

集合時間

スタート30分前までに受付をしてください。

夕食会・宿泊

平成29年 9月9日(土)午後6時から

「栃木グランドホテル」 夕食会・宿泊

〒328-0015 栃木県栃木市万町6-11

TEL 0282-635-2111 FAX 0282-22-5200

交通アクセス 栃木駅から車で5分

東北自動車道栃木ICから車で10分

「ホテルサンルート栃木」 宿泊のみ

〒328-0015 栃木県栃木市万町6-1

TEL 0282-24-5858 FAX 0282-24-6520

交通アクセス 栃木駅から車で5分

東北自動車道栃木ICから車で8分

会 費

①参加費	10,000円
②宿泊費	10,000円
③夕食会費	10,000円
④プレー費	18,080円(キャディ付き)
	14,300円(キャディなし)

(グリーンフィ、キャディフィ、カートフィ、昼食代、飲み物、諸経費、諸税込み)

*3バックの場合、キャディ付きお一人様1,080円、キャディなしお一人様540円の追加料金を頂戴いたします。

*昼食は、パックメニュー以外については、その差額を各自負担してください。

*プレー費、昼食代の差額は各自ご精算下さい。

申込・問合せ先

公益社団法人 埼玉県柔道整復師会事務局

〒331-8681 埼玉県さいたま市北区宮原町1-166-6

TEL 048-651-1211 FAX 048-651-2840

*申込用紙は、本会ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.saisetsu.or.jp/>

振込先

振込銀行	埼玉りそな銀行大宮支店
口座番号	普通 6143795
口座名義	公益社団法人 埼玉県柔道整復師会 会長 渡邊 寛

お願い

お申込み、ご送金は各都道府県にて一括取りまとめでお願いいたします。

締切日

平成29年 7月14日(金) (定員200名)

その他

参加申込をいただいた方には、2週間前ごろにスタート表などのご案内をお送りいたします。

Information

<http://www.shadan-nissei.or.jp/info/index.html>

全国の公開講演会・学術大会・公益ボランティア活動報告
国民のため、地域住民のため、患者さんのため公益活動をしてまいります



インフォメーション
のHPはこちら

都道府県名	開催年月日	事業名・URL
北海道	平成29年 2月5日(日)	第31回北海道柔道整復専門学校卒業教育講演会 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/241/1/1.pdf
石 川	平成28年 12月4日(日)	一般学術公開講座「Echoはどこまでつかえるか」 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/241/19/1.pdf
	平成29年 1月22日(日)	一般公開講座「前十字靱帯損傷との戦い」 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/241/19/2.pdf
	2月19日(日)	一般公開講演会「スポーツ現場における物理療法活用の実際」 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/241/19/3.pdf
	3月12日(日)	「能登和倉万葉の里マラソン2017」ケアサポート活動 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/241/19/4.pdf
愛 知	平成29年 3月12日(日)	「名古屋ウィメンズマラソン2017」救護ケア http://www.shadan-nissei.or.jp/info/241/22/1.pdf
京 都	平成28年 11月3日(月・祝)	第28回市民スポーツフェスティバル救護活動 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/241/26/1.pdf
	平成29年 2月10日(金)	京都府警本部と「高齢者安全対策に関する協定」を締結 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/241/26/2.pdf
兵 庫	平成28年 7月10日(日) 10月30日(日)	スポーツ科学講習会開催 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/241/29/1.pdf
	11月6日(日)	平成28年度 市民公開講座 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/241/29/2.pdf
	平成29年 2月4日(土)	兵庫県柔道整復師会第3回症例検討会 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/241/29/3.pdf
愛 媛	平成28年 12月11日(日)	健康公開セミナー http://www.shadan-nissei.or.jp/info/241/37/1.pdf
佐 賀	平成29年 3月19日(日)	「さが桜マラソン2017」ケア活動 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/241/42/1.pdf

※「日整フォーラム（都道府県だより）」は名称を「インフォメーション」に変更しHPに移動しました。

日 整 文 芸

(作品は1人3首〈句〉までといたします)

【短 歌】

福岡県 山下 智章

青葉城仙台平野見守りし
正宗公に思ひを願ふ

頑張つて生きたからこそ哀しけれ
子や孫思ふ私の待遇

広瀬川水面優しく輝いて
桜咲きたる恋の歌かな

【俳 句】

群馬県 鈴木 乗風

野焼き

朝焼けの杉に雪積む木菟うずの声

鳥翔ちて残る野焼きや茜空

黄塵の田毎水張る迦葉山かしゅうざん

東京都 伊藤 正信

まぎれなき傘寿の顔や初鏡

ひとり減りふたり減りして枯野道

手袋を忘れてその後顔みせず

長野県 根橋 平八

二九ふくきたる波おだやかな御来光

時しらず花咲きにけるフクジュ草

ぽつかりと雪間をのぞく節分草

立 春

福井県 田上 滋良

時を打つ明け方の鐘冴え返る
立春や抹茶の中はのほほんと
春寒の挨拶白く消えていく

【川 柳】

北海道 阿部 篤夫

夕焼けや白鳥群れて北帰行
江差港にしん 鰯大漁で浜がわき
北大地赤字続きと線路消え

石川県 東 勝一

湯に漬かる極楽と思うこの暮らし
凸凹こぼれがその人生を教える
銭湯は身体観察もつてこい

〈一般投稿〉

【短 歌】

奈良県 長谷川 治三郎

真影しんかげ

寒梅ひつえの一枝に紅の花びらや
雪の白さに日はかぎりしや

遠望や山の姿をかいまみて
四季の模様を表せいるや

白波や冬の浜はま迎音たてし
打ち寄る波あれる寒さや

【川 柳】

高知県 かおる

下戸とてもワインを少し年始め
向い風負を持つ男勝負する
四コマで済まぬ私の人生図

「日整文芸欄では一般の方々からの投稿を募集しております」

広 報 部

日整文芸は、会員の方に加え、一般の方々からも「短歌」「俳句」「川柳」を募集します。一般の方の投稿は、日本柔道整復師会会員を通じて、都道府県名、紹介会員名および連絡先、作品提出者名を明記の上、ご応募してください。

日整文芸を通じて読者の皆様とよい交流の場となればと願っております。

作品は会員と同じく1人3首〈句〉までといたします。多くのご応募をお待ちしております。

宛 先 〒110-0007 東京都台東区上野公園16番9号
公益社団法人 日本柔道整復師会広報部
TEL: 03-3821-3511 FAX: 03-3822-2475
E-mail: kouhou@shadan-nissei.or.jp

四季の風

幕明け

今年の初詣は京都の北野天満宮に参拝した。ここは春の梅、秋の紅葉とともに初夏の青紅葉も有名である。

参拝の列に多くの中学生、高校生らしき若者が並ぶ姿を見て、北野天満宮が学問の神様であったことを思い出した。真剣な眼差しで参拝する彼らの姿を見て、いつもの雰囲気とは違い、私にも緊張感が伝わってきた。

初詣で天満宮にお参りすることは、この日まで努力を積み重ねてきて、最後に不安を自信に切り替える大切な行為なのだろう。将来どのような職に就くのか、はっきりした目標を持って志望校を受験する者、両親の言葉に押されて受験する者、さまざまと思われるが、一つひとつのハードルを越えるたびに、少しずつ自分の夢に近づいていくのは確かなこと。

この列の中に柔道整復師の養成学校の学生もいたのかもしれない。彼らは3月5日に国家試験を受験し、卒業式が終わった後の3月28日に合格発表の日を迎える。この原稿を書いている今は最後の追い込みをかけ、これが校正されるころは国家試験が終わり、ホッと一息をつくだろう。そして、広報誌が発行されるころには晴れて柔道整復師の仲間入りを果たし、自分の目指す将来の一步を歩み出すことになる。

立春を過ぎた後の春一番に始まり、春の風はそれぞれの転機を運ぶ風となる。その風に上手く乗ることができたら、一步自分の夢に近づくことになるのだろう。

免許証を手にしたばかりの柔道整復師の将来に、明るい光が差し込むよう、我われは今こそ踏ん張らねばならない、と強く思う。

M・H

好機

今、柔整業界に大きなチャンスが訪れている。

というのは、業界の歪んだ仕組みを、もう一度“国民の為の制度”として取り戻すための議論が「柔整療養費検討専門委員会」でなされ、柔整業界自らがそれをリードする形で制度改革が進められているのだ。

2月15日の専門委員会（第10回）では、「公的審査会の権限強化」が決定した。これが実行に移れば、公的審査会で抽出された疑義のある施術所について、今後は直接、事情を徴する「施術所調査」が可能になる。これにより、間違いなく柔整業界は清浄化する。

そして、この改革は、柔道整復が「利他」の上に成り立つことを忘れ、ビジネス界に引きずられて私欲に走り、利益拡大のために施術所をチェーン展開し、違反広告やビラ配りを繰り返す輩や、その背後で不正を増長させるような請求代行業者等を整理することにある。

更には、保険者から委託を受けた民間会社の二次点検が、患者さん自身の意志を無視するかのようになり繰り返され、受診抑制に繋がってしまうことへも厳しく対応をしなければならない。

そして、一生懸命働いている者が頑張れば頑張るほど報われるような、明るい夢のある業界を取り戻すために、我われ柔道整復師は、心に御柱を立てて、国民のため、地域住民のため、患者さんのため、そして業界のため、仲間のためにという使命感を持って活動しなければならない。

N・I

Judo Therapist Code of Ethics

Widely recognized as a part of Japan's national medical system, Judo therapy has been passed down from generation to generation. With the aim of continuing the tradition and practice into the future, the following code outlines the philosophy of the practitioners of Judo Therapy, as well as its ideals and goals.

1. Practitioners of Judo therapy shall carry out their work with pride and responsibility, persisting in compassionately aiding humanity through their work.
2. Practitioners of Judo therapy shall endeavor to nurture the people as role models of the nation, while cultivating the spirit of Judo, as they have since the ancient times.
3. Practitioners shall endeavor to value cooperation and respect focusing on their work without acting above or below their positions.
4. Practitioners, while continuously striving for the improvement of the esteemed techniques in the study, they will treat their patients with earnestness, sincerity, and in good faith.
5. With this code, they will honor their entrusted duties, strictly keeping the confidential information obtained in the course of this business, and with all their effort, in the recovery of the patient regardless of race, religion, sex, and any other social status.

June 14 1987

柔道整復師倫理綱領

国民医療の一端として柔道整復術は、国民大衆に広く受け入れられ、民族医学として伝承してきたところであるが、限らない未来へ連綿として更に継承発展すべく、倫理綱領を定めるものとする。ここに柔道整復師は、その名譽を重んじ、倫理綱領の崇高な理念と、目的達成に全力を傾注することを誓うものである。

- 1、柔道整復師の職務に誇りと責任をもち、仁慈の心を以て人類への奉仕に生涯を貫く。
- 2、日本古来の柔道精神を涵養し、国民の規範となるべく人格の陶冶に努める。
- 3、相互に尊敬と協力を努め、分をわきまえ法を守り、業務を遂行する。
- 4、学問を尊重し技術の向上に努めると共に、患者に対して常に真摯な態度と誠意を以て接する。
- 5、業務上知りえた秘密を厳守すると共に、人種、信条、性別、社会的地位などにかかわらず患者の回復に全力を尽くす。